

**東郷町下水道事業
経営戦略（案）
（令和 8 年度～令和 17 年度）**



**令和 8 年 3 月改定
東郷町**

目次

第1章 経営戦略の改定に当たって.....	1
1. 経営戦略改定の意義.....	1
2. 経営戦略の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 東郷町経営戦略の概要.....	3
5. 東郷町下水道事業の概要.....	4
6. 下水道使用料の概要・考え方.....	6
(1) 下水道使用料の考え方.....	6
7. 下水道施設.....	7
(1) 管路.....	7
(2) 下水処理場.....	7
(3) 中継ポンプ場.....	8
8. 浸水対策.....	9
(1) 浸水対策の状況.....	9
(2) 都市浸水想定区域とハザードマップの公表.....	11
9. 組織の状況.....	13
10. これまでの主な経営健全化の取組.....	14
(1) 民間活用に関する事項.....	14
(2) 広域化・共同化・最適化に関する事項.....	14
(3) DXに関する事項.....	14
第2章 現状分析.....	15
1. 事業規模の分析.....	15
(1) 人口推移.....	15
(2) 有収水量.....	16
(3) 普及率.....	17
(4) 下水道整備率.....	18
2. 効率性の分析.....	19
(1) 水洗化率.....	19
(2) 有収率.....	20
(3) 処理区域内人口密度.....	21
3. 収益性の分析.....	22
(1) 経常収支比率.....	22
(2) 汚水処理原価及び経費回収率.....	23
4. 安全性の分析.....	24

(1) 自己資本構成比率.....	24
(2) 累積欠損金比率.....	25
(3) 流動比率.....	26
(4) 企業債残高対事業規模比率.....	27
5. 老朽化状況の分析.....	28
(1) 有形固定資産減価償却率.....	28
(2) 管渠老朽化率.....	29
(3) 管渠改善率.....	30
6. 収支分析.....	31
(1) 収益的収入.....	31
(2) 収益的支出.....	32
(3) 資本的収入.....	33
(4) 資本的支出.....	34
(5) キャッシュ・フローの推移.....	35
7. 予実分析.....	36
(1) 使用料収入.....	36
(2) 他会計繰入金.....	37
(3) 経常費用.....	38
(4) 当期純損益.....	39
8. 現状分析により認識された経営課題.....	40
(1) 使用料の適正化.....	40
(2) 施設の老朽化.....	40
第3章 将来の事業環境.....	41
1. 処理区域内人口の予測.....	41
(1) 行政区域内人口.....	41
(2) 普及率.....	41
2. 有収水量の予測.....	42
(1) 水洗化率.....	42
(2) 一人当たり有収水量.....	42
3. 使用料収入の見通し.....	43
(1) 使用料単価.....	43
4. 汚水処理費と経費回収率の見通し.....	45
(1) 物価上昇率.....	45
(2) 原価の推計方法.....	45
(3) 公費等負担額.....	46
5. 施設の見通し.....	47

6. 企業債の見通し.....	48
7. 繰入金の見通し.....	49
(1) 収益的収入.....	49
(2) 資本的収入.....	50
8. 資金残高の見通し.....	51
9. 損益の見通し.....	52
10. 組織の見通し.....	52
11. 将来の事業環境から把握された経営課題.....	53
(1) 繰入金の増加.....	53
(2) 企業債残高の増加.....	53
第4章 経営の基本方針.....	54
1. 下水道施設の老朽化対策.....	54
2. 下水道財政の健全化.....	54
第5章 投資・財政計画（収支計画）.....	55
1. 投資についての説明.....	55
(1) 投資の目標.....	55
(2) 取組事項.....	55
(3) 建設改良費の推計.....	56
2. 投資以外の経費についての説明.....	57
(1) 民間活用(民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)の実施に関する事項.....	57
(2) 職員給与費.....	57
(3) 流域下水道管理運営費負担金.....	57
(4) その他の経費.....	57
3. 財源についての説明.....	58
(1) 財源の目標.....	58
(2) 使用料収入の試算.....	58
(3) 繰入金に関する事項.....	59
(4) 企業債発行額及び償還金の推計.....	59
(5) 資産の有効活用等による収入増加の取組.....	59
(6) その他の財源に関する事項.....	59
4. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	60
(1) 投資についての考え方・検討状況.....	60
(2) 財源についての考え方・検討状況.....	60
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	61
5. 経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	62
(1) 業績指標及び目標年限.....	62

(2) 使用料改定の必要性.....	62
(3) 収入増加の取組.....	62
(4) 経費削減の取組.....	62
(5) 定期的な検証および見直し.....	62
6. 投資・財政計画の策定結果.....	63
(1) 収益的収支.....	63
(2) 資本的収支.....	64
第6章 経営戦略策定後の検証・更新.....	70
(参考資料) 経営比較分析表の指標説明	71

第1章 経営戦略の改定に当たって

1. 経営戦略改定の意義

公営企業を取り巻く環境は、急速な人口減少による収益減や施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、年々厳しさを増しています。こうした中、将来にわたり住民サービスを安定的に提供し続けるためには、経営戦略に基づく抜本的な改革を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが不可欠です。

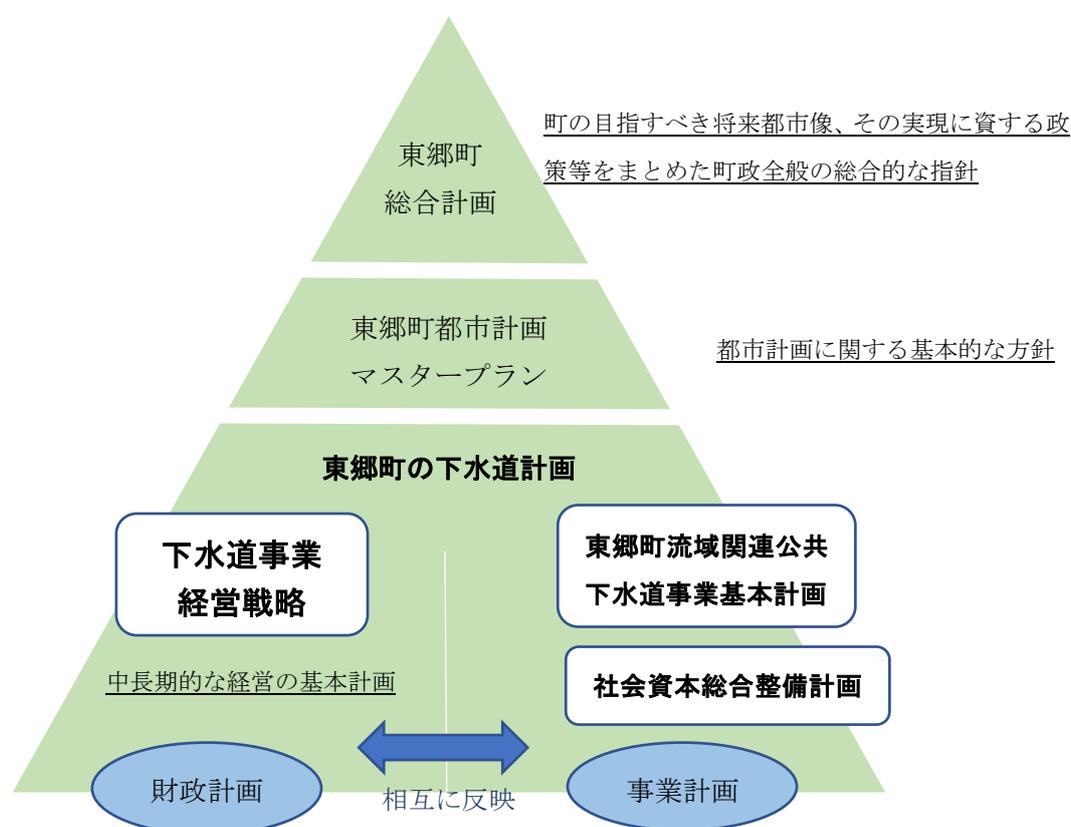
中長期的な基本計画である「経営戦略」は、PDCA サイクルを通じてその実効性を高めるため、3年から5年ごとの見直しが推奨されています。また、国の「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」においても、令和7年度までの見直し完了が求められているところです。

東郷町下水道事業におきましても、令和3年3月の策定から5年という節目を迎えるに当たり、現状に即した最適な運営を目指し、この度、経営戦略の改定を行うことといたしました。

2. 経営戦略の位置付け

「東郷町下水道事業経営戦略」は、総務省からの「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付公営企業課長等通知）により、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を図ることを目的とした基本計画となるものです。

東郷町においても、「東郷町総合計画」、「東郷町都市計画マスタープラン」に即し、「東郷町流域関連公共下水道事業基本計画」、「社会資本総合整備計画」等の既存計画との整合性を図りつつ、今後の下水道事業の経営の根拠となるものとして位置付けています。



3. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図ります。

ただし、事業の進捗や環境の変化等によって「投資・財政計画」と実績が著しく現状と乖離する場合には、随時見直していくものとします。

4. 東郷町経営戦略の概要

事業の概要を「強み」、「弱み」、「機会」及び「脅威」という視点から分類すると（SWOT分析）、次のようにまとめられます。

強み (Strength)	弱み (Weakness)
<ul style="list-style-type: none"> ・処理場を保有していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口は減少傾向である。 ・市街地の割合は小さくなく、他団体に比して収益性が高いとは言えない。
機会 (Opportunity)	脅威 (Threat)
<ul style="list-style-type: none"> ・使用料改定による収益増加余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠の老朽化により、道路陥没等の事故が発生するおそれがある。

①強み (Strength)

境川流域下水道事業による終末処理であるため、処理場等の大規模な構造物及び機械設備を保有しておらず、更新投資費用が比較的小さくなると見込まれます。

②弱み (Weakness)

全国的に人口減少が進む中で、本町においても今後の人口は減少傾向にあり、人口減少に起因する収益性の低下の可能性が高くなっています。

また、市街地の割合は小さくなく、人口密集地域において受けられる収益効果が小さい状況です。

③機会 (Opportunity)

本事業の使用料単価は令和7年度に使用料改定を行ったことにより139円/m³となる見込みですが、総務省の最低限行うべき経営努力目標水準である150円/m³と乖離している状況です。使用料が低いということは、更なる改定による収益増加の余地が大きいとも考えられます。

④脅威 (Threat)

管渠の老朽化に伴う腐食や損傷等により道路陥没等の事故が発生するおそれがあります。

また、今後は老朽化した管渠の調査・更新に伴い莫大な資金需要が発生することも考えられます。

5. 東郷町下水道事業の概要

東郷町の下水道事業は、境川流域下水道事業に関連した公共下水道事業であり、“流域関連公共下水道事業”にて整備を行っています。

境川流域下水道事業は、愛知県が管理する流域下水道で、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられています。東郷町を始め6市3町を対象として昭和46年11月に都市計画決定され、同年において愛知県で初めての流域下水道事業として着手されました。その後、平成元年4月に供用開始し、現在、7市2町を処理区域として、境川浄化センターにおいて汚水処理を行っています。

東郷町では平成元年度に下水道法の事業認可を受け、平成元年12月から下水道整備に着手し、平成9年4月に供用開始しました。また、地形的に自然に流れない地域の汚水をポンプでくみ上げるため、部田山汚水中継ポンプ場を建設し、平成9年4月に運転を開始しました。

図表1-1 事業概要

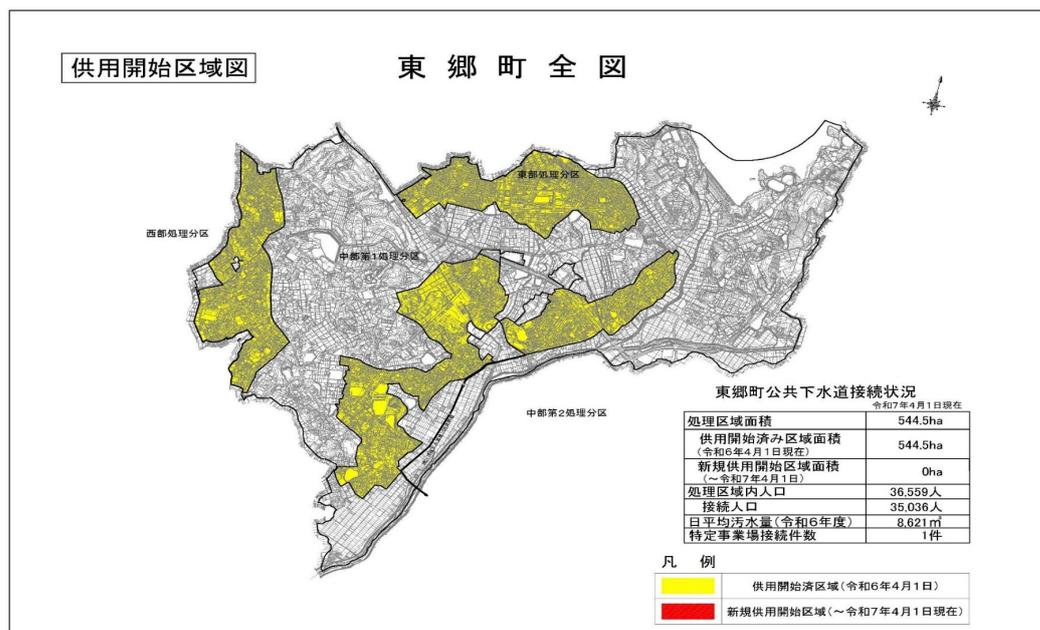
令和7年3月末現在

項目	内容	説明等
全体計画区域面積(A)	700ha	将来、最終的に公共下水道で整備しようとする区域の面積
全体計画処理人口	37,911人	当該事業における全体計画の計画処理人口
全体計画汚水量(日最大)	22,143 m ³ /日	下水道施設を設計するに際し、管渠、ポンプ場、処理場等の施設容量を決定するために用いる目標年次における予測汚水量
処理開始年月日	平成9年4月1日	公共下水道が使用開始になった年月日
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	一部適用	地方公営企業法の適用区分
処理区域面積(B)	545ha	下水道が利用できる区域の面積
下水道整備率(面積)(B/A)	77.9%	下水道を整備しようとする区域のうち、実際に下水道が整備できている区域の割合
処理区域内人口(C)	36,559人	下水道が利用できる区域の人口
行政区域内人口(D)	43,903人	住民基本台帳人口(東郷町の人口)
水洗化人口(E)	35,036人	下水道で汚水を処理している人口
行政区域内人口普及率(C/D)	83.3%	町民のうち下水道を利用できる区域の人口の割合

第1章 経営戦略の改定に当たって

水洗化率(E/C)	95.8%	下水道を利用できる区域の人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合	
年間総処理水量	3,501 千m ³	下水道で1年間に処理する汚水の量	
年間有収水量	3,141 千m ³	下水道で処理する汚水のうち、使用料収入の対象となる年間水量	
処理区域内戸数(F)	16,226 戸	下水道を利用できる区域に住んでいる世帯数	
水洗化(接続)戸数(G)	14,876 戸	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している世帯数	
戸数水洗化(接続)率(G/F)	91.7%	下水道の処理区域内で実際に下水道に接続している戸数の割合	
排除方式	分流式	分流式下水道は、汚水用管路と雨水用管路を分けて、汚水を下水処理場へ、雨水を公共用水域へ放流する方式	
主な施設	汚水管渠	延長 約 161km	各家庭や事業所の汚水を集め、終末処理場まで流す地下水路
	雨水管渠	延長 約 4km	降った雨を河川、海まで流す地下水路
	汚水ポンプ場	3 か所	自然排水が難しい汚水をくみ上げる施設

図表1-2 処理区域図



6. 下水道使用料の概要・考え方

(1) 下水道使用料の考え方

東郷町下水道事業における下水道使用料は、基本使用料と従量使用料で構成されています。従量使用料は使用水量に応じた段階別の使用料となっています。

また、本町においては令和7年度に使用料改定を行い、平均使用料単価は139円/㎥となる見込みです。

図表1-3 20 ㎥当たりの使用料（税抜）

条例上の使用料 (20 ㎥当たり)	令和5年度 1,800 円	実質的な使用料 (20 ㎥当たり)	令和5年度 2,176 円
	令和6年度 1,800 円		令和6年度 2,192 円
	令和7年度 2,370 円		令和7年度 2,777 円 (見込み)

条例上の使用料：東郷町下水道条例における20 ㎥当たりの使用料

実質的な使用料：使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 ㎥を乗じたもの

図表1-4 使用料表（令和7年4月1日改定）

基本使用料	従量使用料	
	排出量	使用料 (1立方メートルにつき)
970 円	10 立方メートルまで	20 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	120 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	130 円
	30 立方メートルを超え 40 立方メートルまで	150 円
	40 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	170 円
	50 立方メートルを超え 80 立方メートルまで	210 円
	80 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	220 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	235 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	250 円
	1,000 立方メートルを超え 1,500 立方メートルまで	270 円
	1,500 立方メートルを超えるもの	290 円

(出典) 東郷町下水道条例

7. 下水道施設

(1) 管路

公共下水道の管渠は、平成元年度に建設着手しました。昭和41年及び昭和42年に移管・寄附された管渠も含めると令和6年度末で約165kmとなっています。

下水道管渠の資金回収期間の目安は耐用年数の50年ですが、それを経過しているのは、昭和41年及び昭和42年の移管・寄附を受け入れたもののみです。

(2) 下水処理場

・境川浄化センター

本町の大部分が含まれる境川流域下水道の汚水は、刈谷市にある境川浄化センターで処理されています。

図表1-5 境川浄化センター概要

境川浄化センター（流域下水道）		
所在地	刈谷市衣崎町2丁目20番	
構成市町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	
処理方法	凝集剤添加硝化脱窒法	
	基本計画	整備実績（令和6年度末）
処理面積	12,375ha	9,334ha
処理人口	675,996人	578,215人
処理場能力	372,600 m ³ /日	171,685 m ³ /日
放流先	衣浦港	
供用開始年月	平成元年4月	

(3) 中継ポンプ場

・部田山汚水中継ポンプ場

部田山汚水中継ポンプ場は、西部処理分区にあります。

名古屋市及び豊明市へ地形が傾斜しているため、中継ポンプ場を設置し、境川浄化センターに送水しています。

図表1-6 部田山汚水中継ポンプ場概要

部田山汚水中継ポンプ場	
所在地	東郷町清水四丁目地内
敷地面積	約 960 m ²
周囲の土地利用	第一種低層住居専用地域
集水区域	148.32ha
計画揚水量	0.094 m ³ /秒=5.64 m ³ /分
流入管渠	φ 600mm i=2.0‰
ポンプ形式	水中汚水汚物ポンプ
ポンプ仕様	φ 200mm×3.0 m ³ /分×22m ×22kw×2 台
下水の排除方式	分流式
供用開始年月	平成9年4月



8. 浸水対策

(1) 浸水対策の状況

本町に多く分布する農地や農業用ため池は、農業用水利機能のほかに、雨水の一時的貯留による洪水調整機能を果たしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったため、洪水の危険性が増しています。

また、河川に入りきれない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。

このため、雨水浸透柵や透水性舗装の普及・促進、雨水貯留タンク設置の推進に努めています。

境川流域は、平成24年4月1日に特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域に指定されました。この流域内で500 m²以上の開発を行う場合は、許可が必要となり、許可に当たっては技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。

境川流域水害対策計画として、特定都市河川浸水被害対策法第30条、第35条により雨水流出抑制対策が行われた開発等は、下表のとおりです。

図表1-7 境川流域水害対策計画の概要

R6年度	許可件数 (30条・35条)	件数	6
	対策施設	貯留 (m ³)	580
		透水性舗装 (m ²)	2,403
		浸透トレンチ (m)	0
		浸透柵 (個)	0
H24年度～R6年度までの累計	許可件数 (30条・35条)	件数	141
	対策施設	貯留 (m ³)	47,176
		透水性舗装 (m ²)	40,049
		浸透トレンチ (m)	8,533
		浸透柵 (個)	92

(出典) 境川・猿渡川流域水害対策モニタリング資料 令和7年4月

特定都市河川浸水被害対策法第 44 条に基づき、これまでに流域内に設置された 100 m³以上の防災調整池を保全調整池として愛知県からの指定を受け、その機能の保全に取り組んでいます。令和 6 年度までの指定状況は、下表のとおりです。

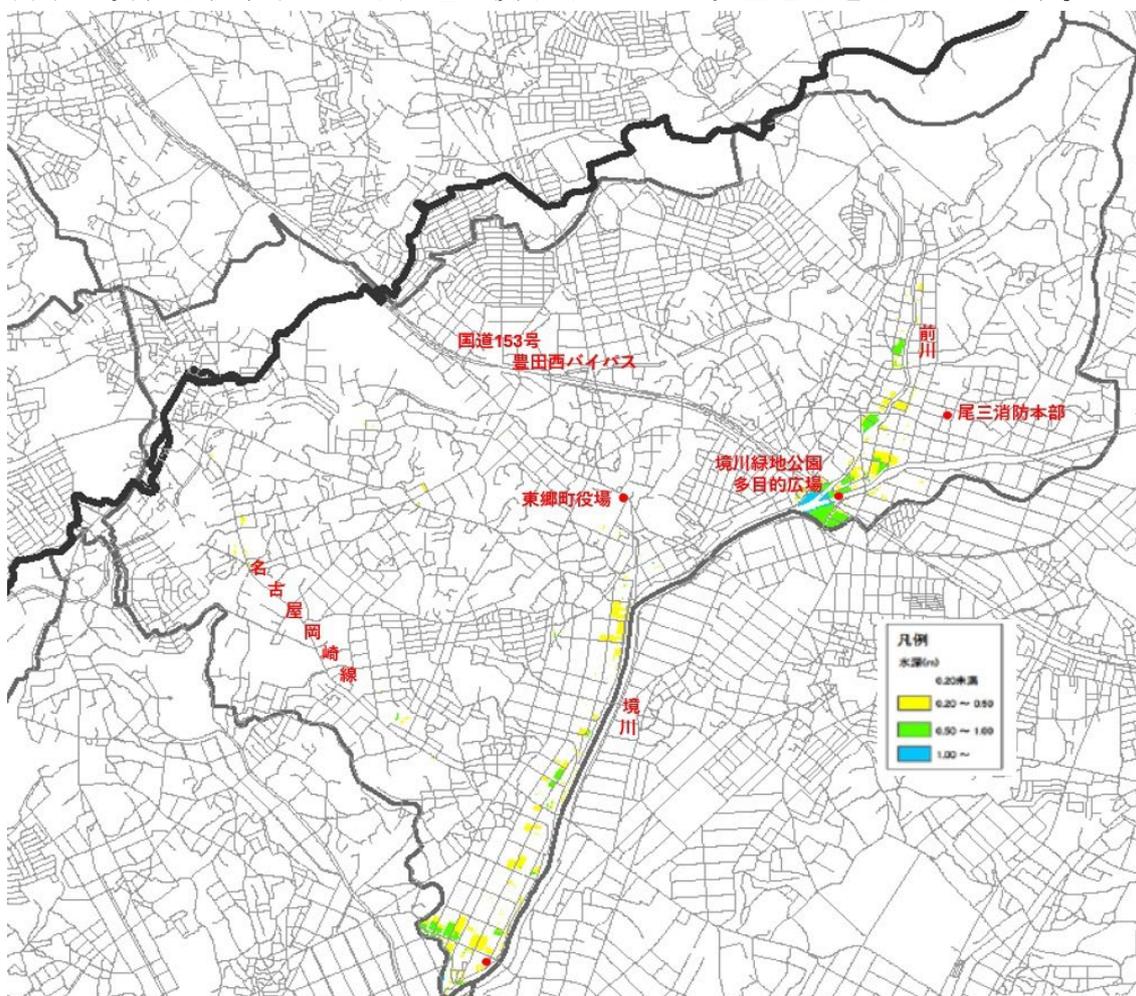
図表1-8 指定状況

既存調整池	件数 (件)	14
	容量 (m ³)	24,466
条例等により保全	件数 (件)	-
	容量 (m ³)	-
保全調整池指定候補 (案)	件数 (件)	14
	容量 (m ³)	24,466
保全調整池 (~R6 指定済)	件数 (件)	8
	容量 (m ³)	17,531
容量比指定率	(%)	71.7

(出典) 境川・猿渡川流域水害対策モニタリング資料 令和 7 年 4 月

(2) 都市浸水想定区域とハザードマップの公表

本町で1時間あたり52mmの降雨があった場合に予測される都市浸水想定区域は、主に境川周辺の市街化調整区域に多く見られ、境川多目的広場付近や豊明市に接する春木字四ツ塚付近で浸水深が1.0m以上と予想されています。



1. 説明文

(1) この図は、一時的に大量の降雨が生じた場合、この降雨が下水道・河川等に排水できないことによって発生が予想される浸水(「都市浸水」といいます。)について、その区域と、想定される水深などを示したものです。

(特定都市河川浸水被害対策法第32条第2項に基づいて、東郷町長及び愛知県知事が指定するものです。)

(2) この都市浸水想定区域図は、平成21年3月時点の東郷町の区域内地域の下水道管渠等の整備状況などを勘案して、東郷町の区域内において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨である1時間あたり52mm(年超過確率1/5)の降雨により、都市浸水が発生した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、想定した降雨を超える降雨の場合や、境川を始めとする流域内河川が破堤または溢水した場合の都市洪水等は考慮していませんので、この都市浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1)作成主体 東郷町長、愛知県知事

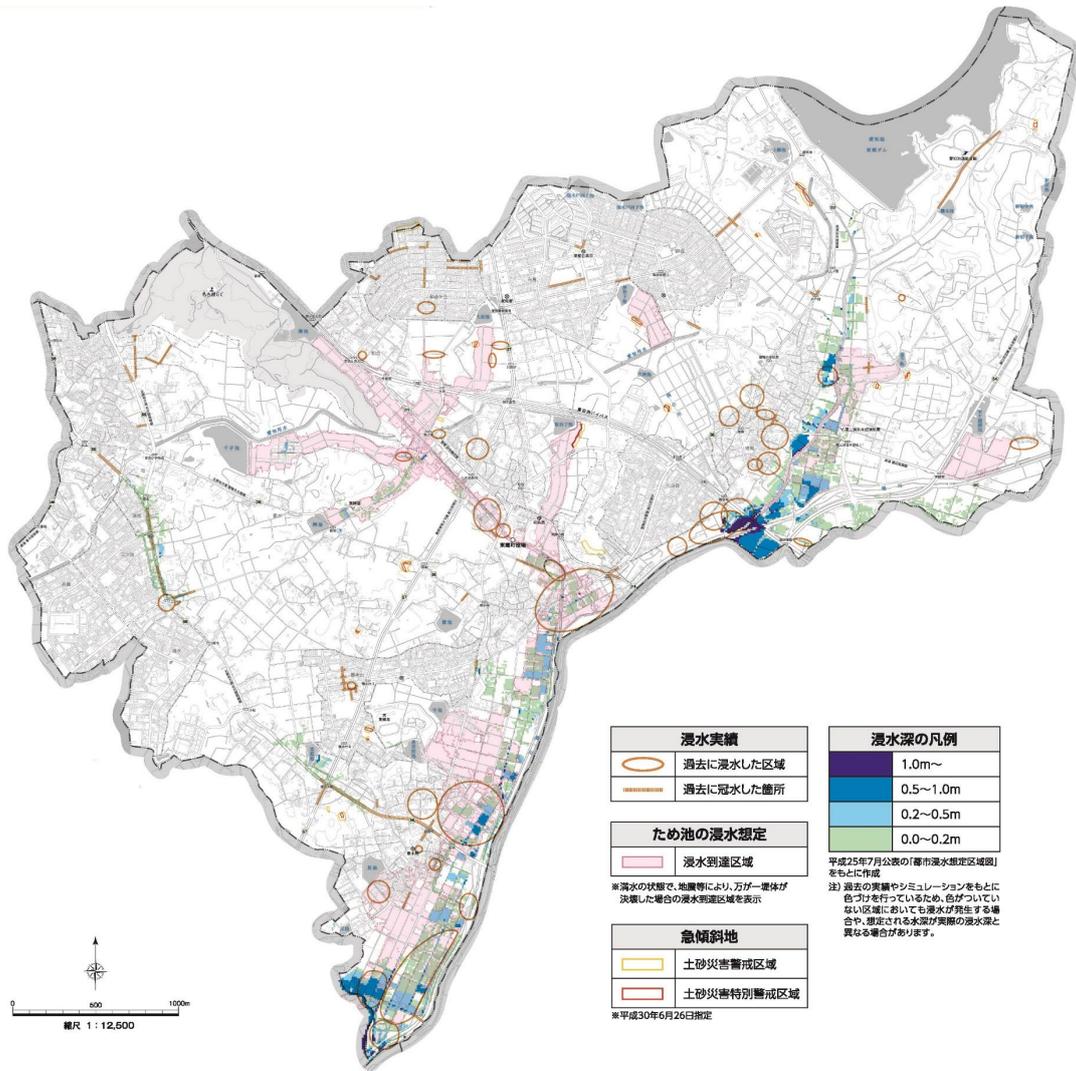
(2)指定年月日 平成26年7月1日

(3)指定の根拠法令 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第2項

(4)指定の前提となる計画降雨 東郷町の区域に1時間あたり52mmの降雨

(出典) 東郷町境川流域都市浸水想定区域図

大規模災害への対応や、日常的な防災意識の向上のため、ハザードマップや防災パンフレット等の防災に関する情報提供の充実を図ります。
引き続き総合治水対策を進め、雨水の流出抑制を促進します。

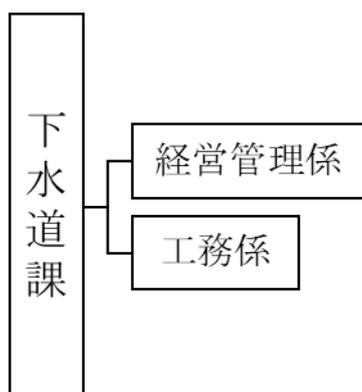


(出典) 東郷町ハザードマップ

9. 組織の状況

本町の下水道事業を担当する組織は「まち整備部下水道課」であり、経営管理係2名、工務係4名で構成されています。

図表1-9 組織図



図表1-10 業務分掌

【経営管理係】

- (1) 流域下水道事業に関すること。
- (2) 受益者負担金及び下水道使用料に関すること。
- (3) 下水道事業の普及及び啓発に関すること。
- (4) 愛知中部水道企業団に関すること。
- (5) その他下水道事業に関すること。
- (6) 課の庶務及び他の係に属しないこと。

【工務係】

- (1) 下水道の新設、改良及び維持補修に係る調査及び計画に関すること。
- (2) 下水道の新設、改良及び維持補修に係る設計施工に関すること。
- (3) 下水道台帳に関すること。
- (4) 下水道施設の維持管理に関すること。
- (5) 排水設備に関すること。

(出典) 東郷町組織規則

10. これまでの主な経営健全化の取組

(1) 民間活用に関する事項

部田山汚水中継ポンプ場、白土、御岳、兵庫 3 マンホールポンプの保守管理委託を行っています。

(2) 広域化・共同化・最適化に関する事項

令和 4 年度に策定された愛知県の広域化・共同化計画に基づき、令和 6 年度から豊明市とともにマンホールの共同点検調査に取り組んでいます。

(3) DX に関する事項

下水道台帳システムを令和 3 年度からインターネットで閲覧できるようにしました。

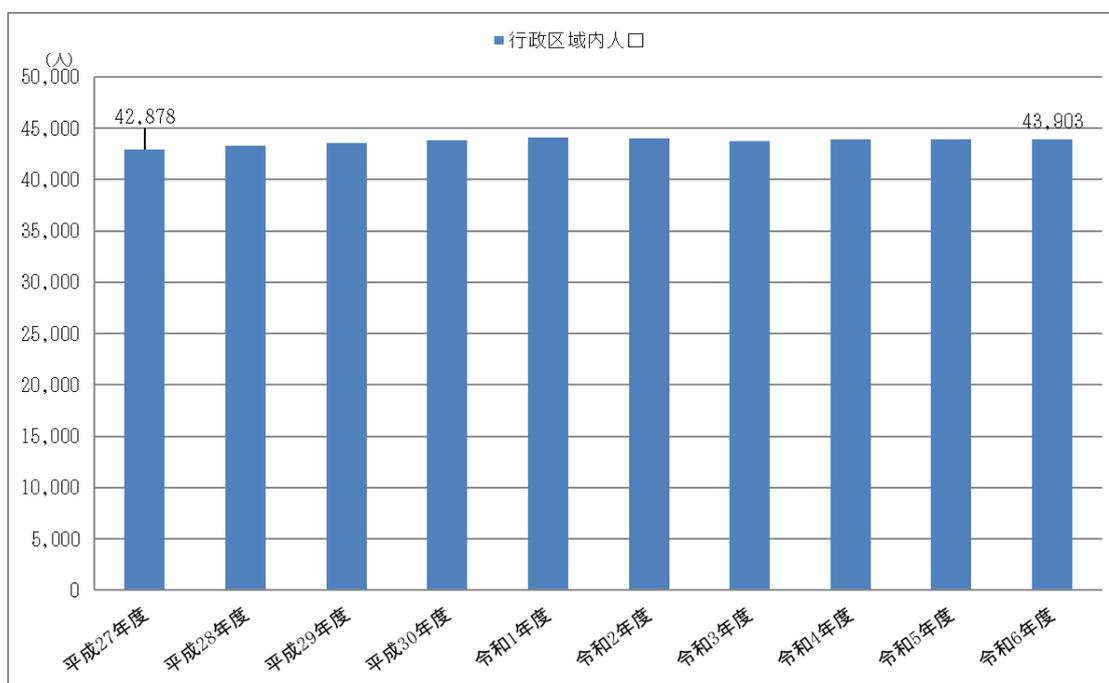
第2章 現状分析

1. 事業規模の分析

(1) 人口推移

本町の人口は、平成27年度から人口が増加傾向にありましたが、令和元年度をピークに、近年はわずかな減少又は横ばいで推移しています。本戦略の計画期間最終年度の令和17年度末には43,112人まで減少することが見込まれています。

図表2-1 人口推移



(単位:人)

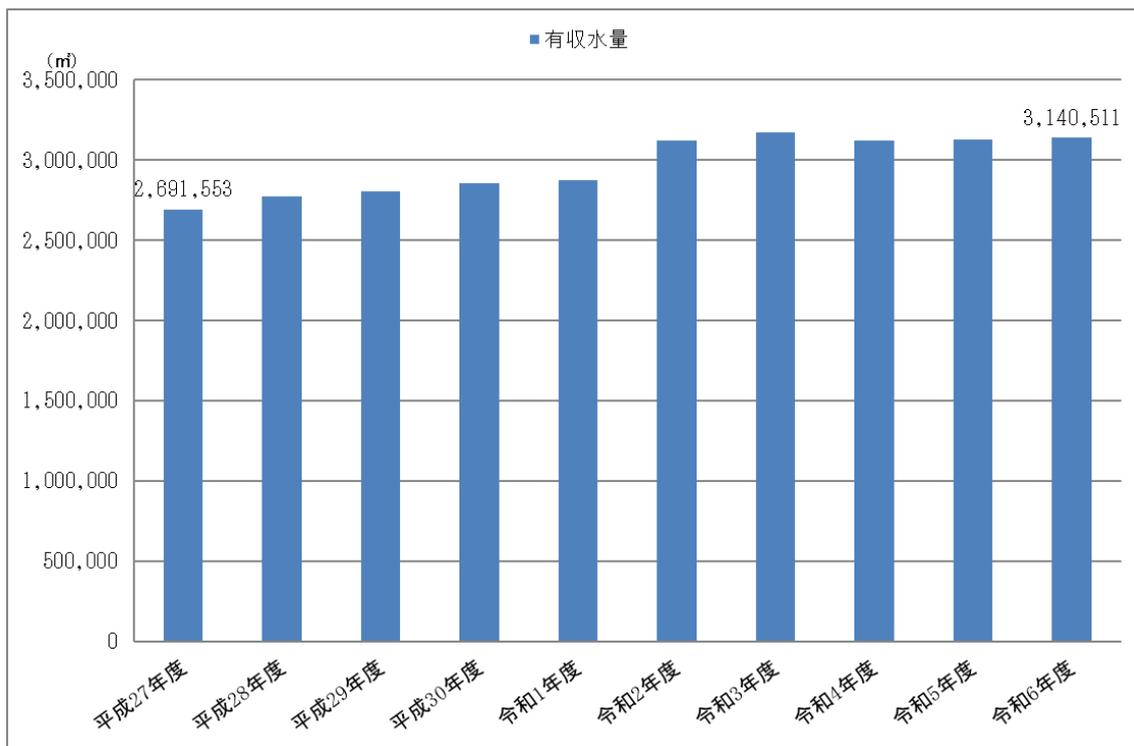
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
42,878	43,280	43,525	43,833	44,057	44,003	43,741	43,903	43,903	43,903

(出典) 東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略、地方公営企業決算状況調査表

(2) 有収水量

令和2年度に大型商業施設（大口需要者）が開業したことにより水需要が増加し、連動して有収水量が増加しています。しかし、その後は人口減少に伴い有収水量も減少する見込みであり、本戦略の計画期間最終年度の令和17年度末には3,105,386 m³まで減少することが見込まれています。

図表2-2 有収水量の推移



(単位: m³)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,691,553	2,772,882	2,805,720	2,852,939	2,870,737	3,117,222	3,168,373	3,122,287	3,124,400	3,140,511

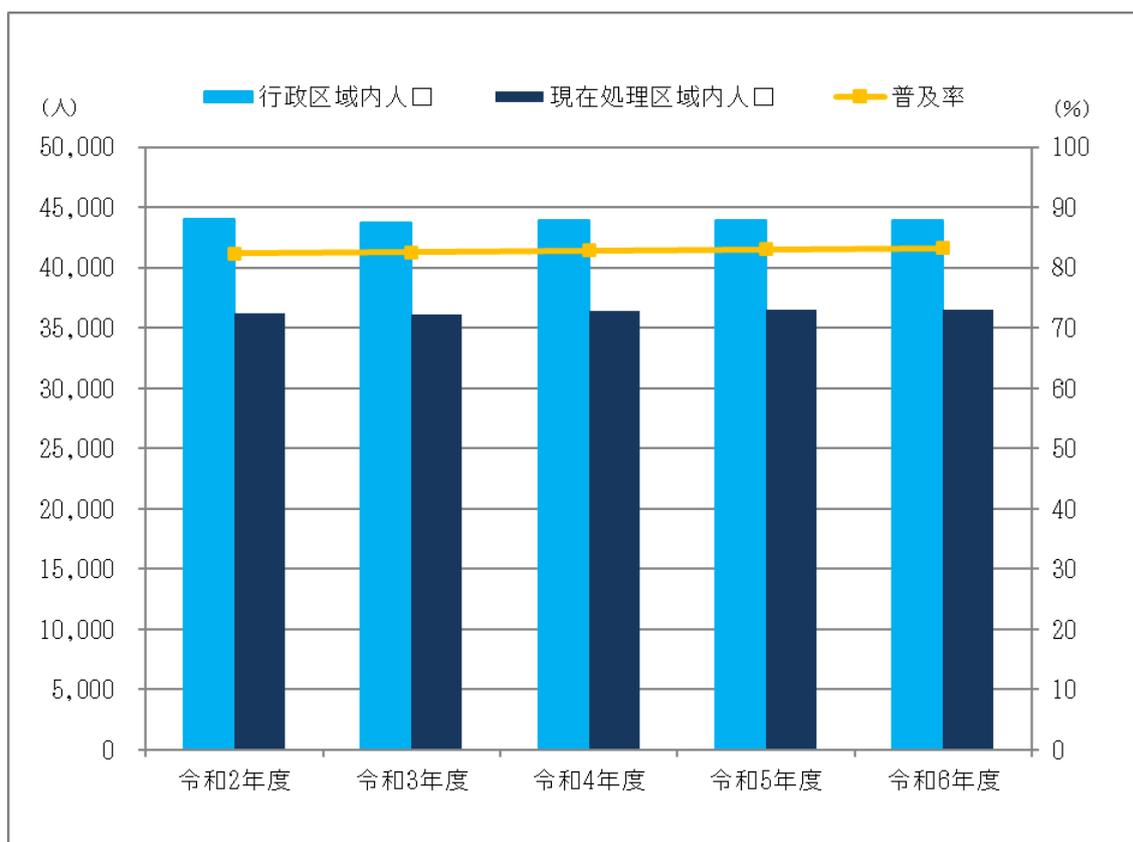
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3) 普及率

普及率は、行政区域内人口のうち処理区域内人口の割合を表す指標です。

普及率は微増傾向にあり、令和2年度の82.37%から令和6年度には83.27%まで向上しています。

図表2-3 普及率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
行政区域内人口	人	44,003	43,741	43,903	43,903	43,903	-
現在処理区域内人口	人	36,247	36,144	36,412	36,474	36,559	-
普及率	%	82.37	82.63	82.94	83.08	83.27	64.12

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

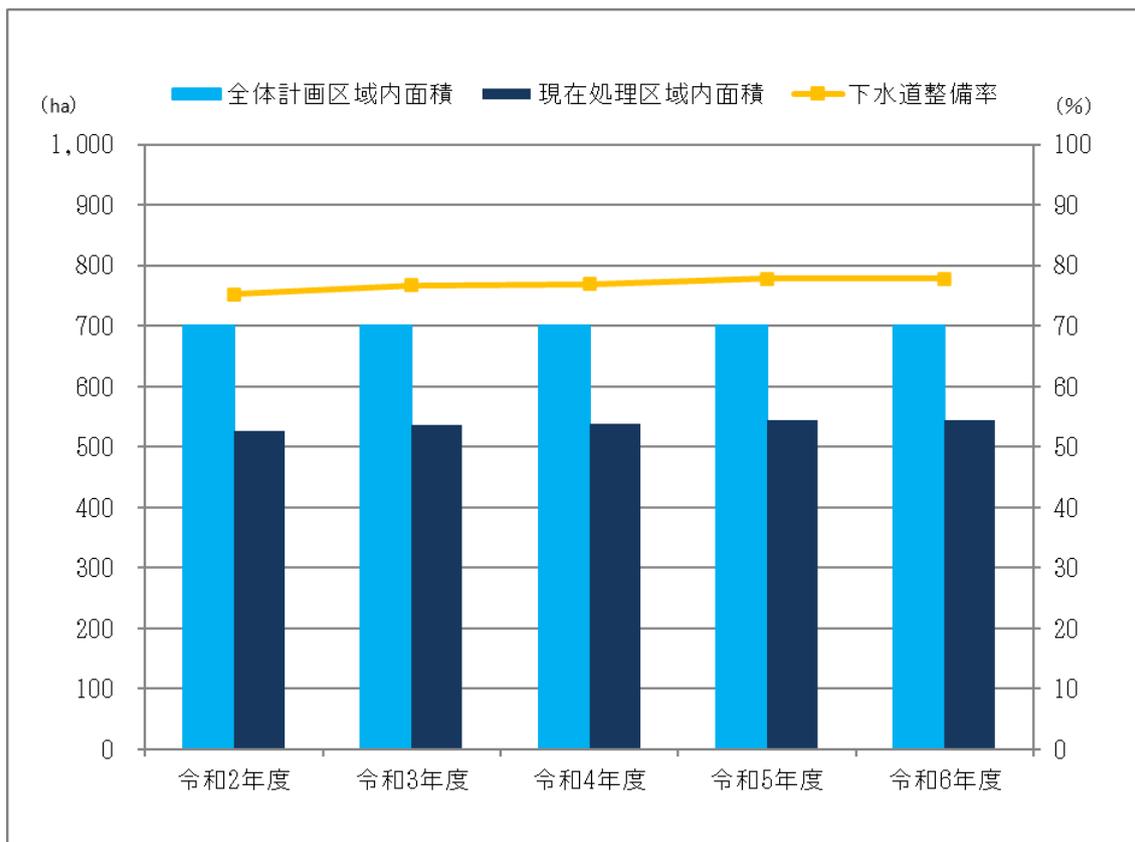
(注) 類似団体とは、総務省により「処理区域内人口区分」及び「処理区域内人口密度区分」、「供用開始後年数別区分」により同規模と区分された団体を指します。

(4) 下水道整備率

下水道整備率は、全体計画区域内面積のうち現在処理区域内面積の割合を表す指標です。

下水道整備率は微増傾向にあり、令和2年度の75.29%から令和6年度には77.86%まで向上しています。

図表2-4 下水道整備率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
全体計画区域内面積	ha	700	700	700	700	700	-
現在処理区域内面積	ha	527	537	539	545	545	-
下水道整備率	%	75.29	76.71	77.00	77.86	77.86	70.92

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

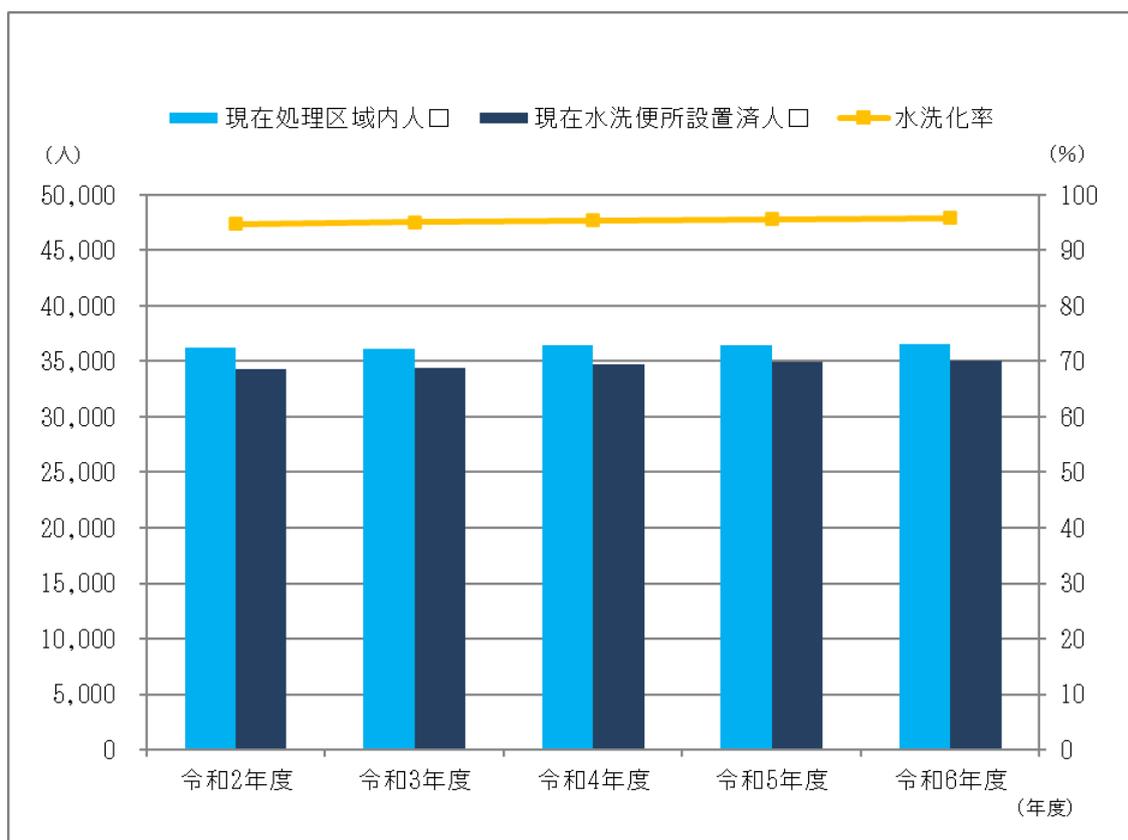
2. 効率性の分析

(1) 水洗化率

水洗化率は、処理区域内人口のうち下水道に接続された水洗便所を設置している人口の割合を示す指標です。

公共下水道事業における水洗化率は、令和2年度の94.76%から令和6年度には95.83%まで向上しており、類似団体と比較して高い水準にあります。

図表2-5 水洗化率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
現在処理区域内人口	人	36,247	36,144	36,412	36,474	36,559	-
現在水洗便所設置済人口	人	34,348	34,361	34,729	34,895	35,036	-
水洗化率	%	94.76	95.07	95.38	95.67	95.83	87.38

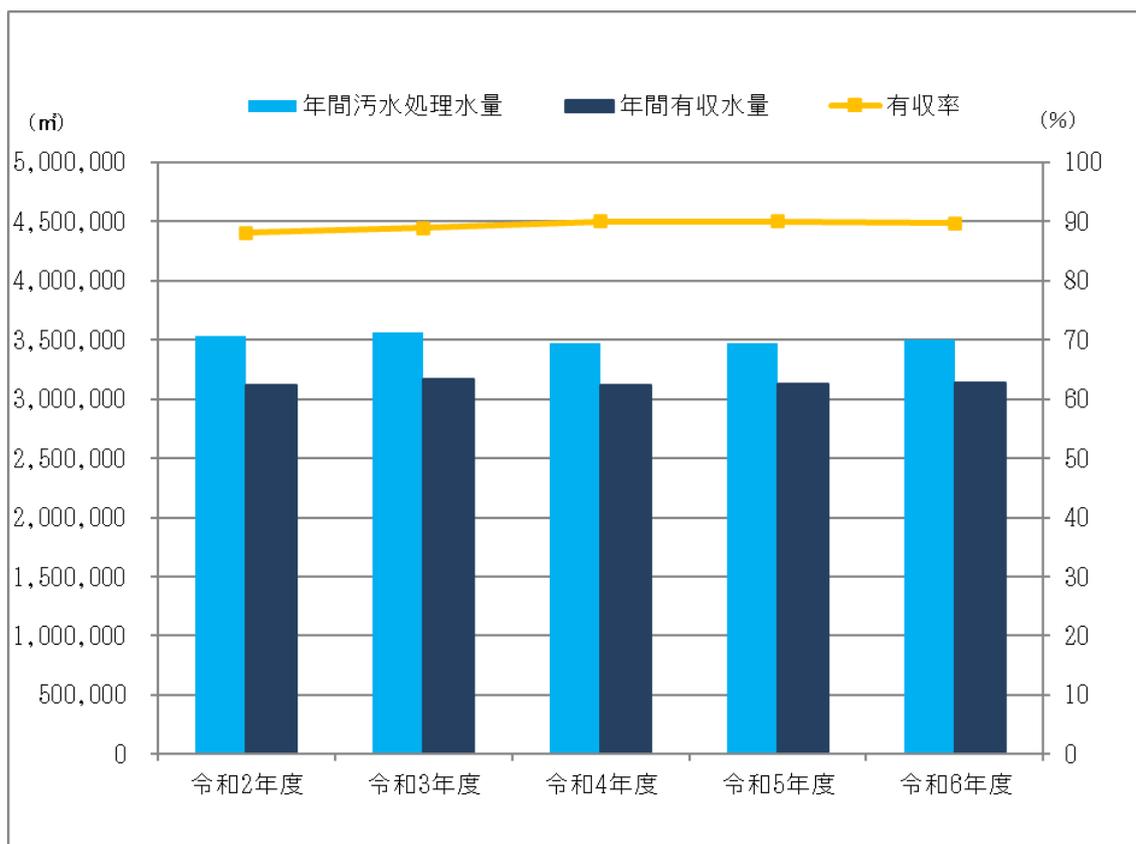
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

(2) 有収率

有収率は、処理した汚水水量のうち使用料収入の対象となる有収水量の割合を示します。

令和2年度から令和6年度まで88.14%から90.05%までの間で推移しており、類似団体と比較して低い水準にあります。

図表2-6 有収率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
年間有収水量	m ³	3,117,222	3,168,373	3,122,287	3,124,400	3,140,511	-
年間汚水処理水量	m ³	3,536,833	3,562,790	3,467,228	3,472,212	3,501,129	-
有収率	%	88.14	88.93	90.05	89.98	89.70	95.00

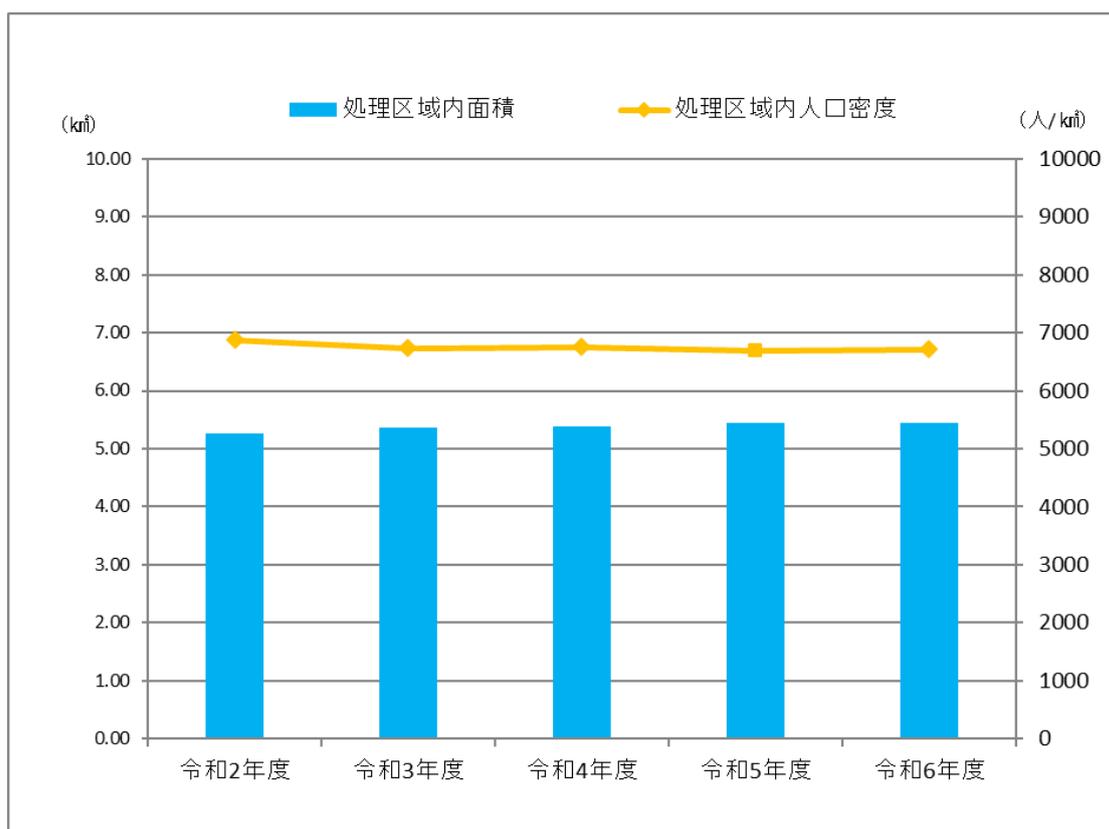
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3) 処理区域内人口密度

処理区域内人口密度は、処理区域面積における処理区域内人口の密度を表す指標です。

令和2年度には6,877.99人/㎥であったのに対して、令和6年度には6,708.07人/㎥に減少しています。

図表2-7 処理区域内人口密度



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
現在処理区域内人口	人	36,247	36,144	36,412	36,474	36,559	-
処理区域内面積	km ²	5.27	5.37	5.39	5.45	5.45	-
処理区域内人口密度	人/㎥	6,877.99	6,730.73	6,755.47	6,692.48	6,708.07	6,353.98

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

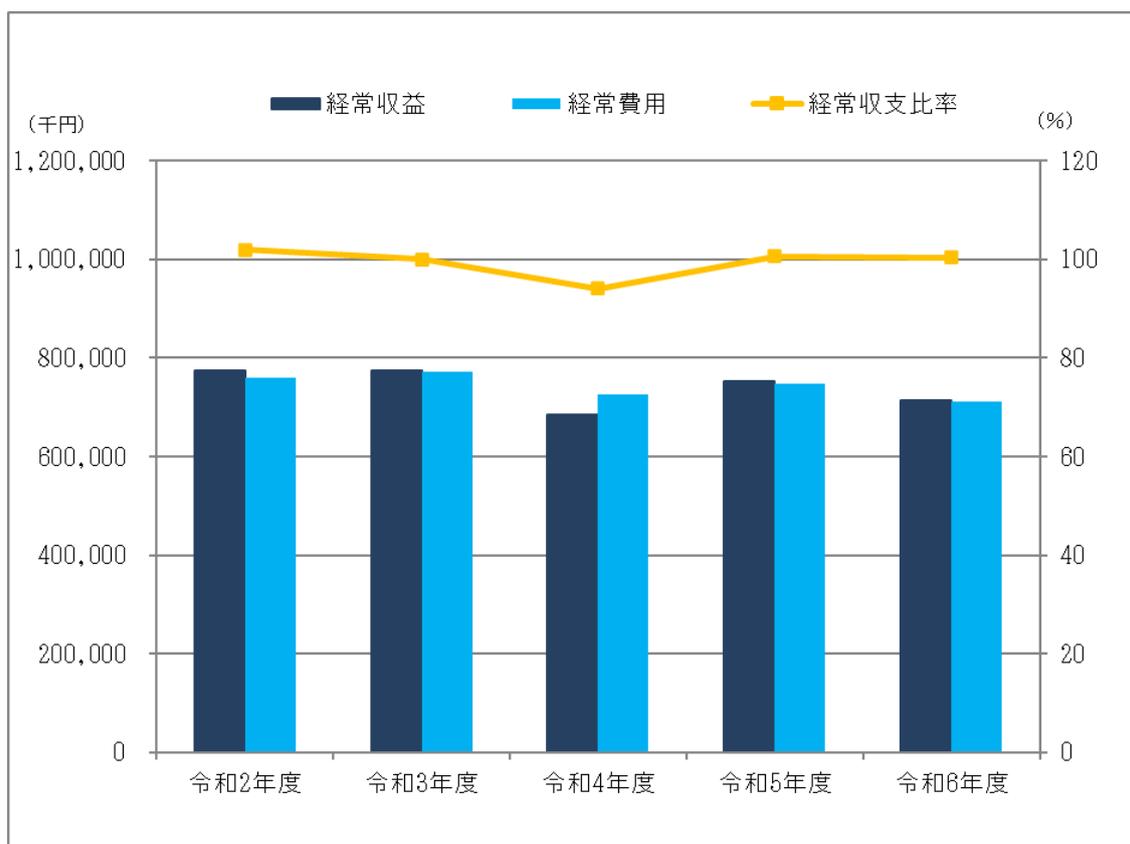
3. 収益性の分析

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

経常収支比率は令和4年度を除き100%を上回る程度の水準で推移しており、経常費用を賄えている状況です。

図表2-8 経常収支比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
経常収益	千円	775,342	773,270	683,769	751,753	712,913	-
経常費用	千円	760,473	772,874	726,636	747,010	710,494	-
経常収支比率	%	101.96	100.05	94.10	100.63	100.34	103.89

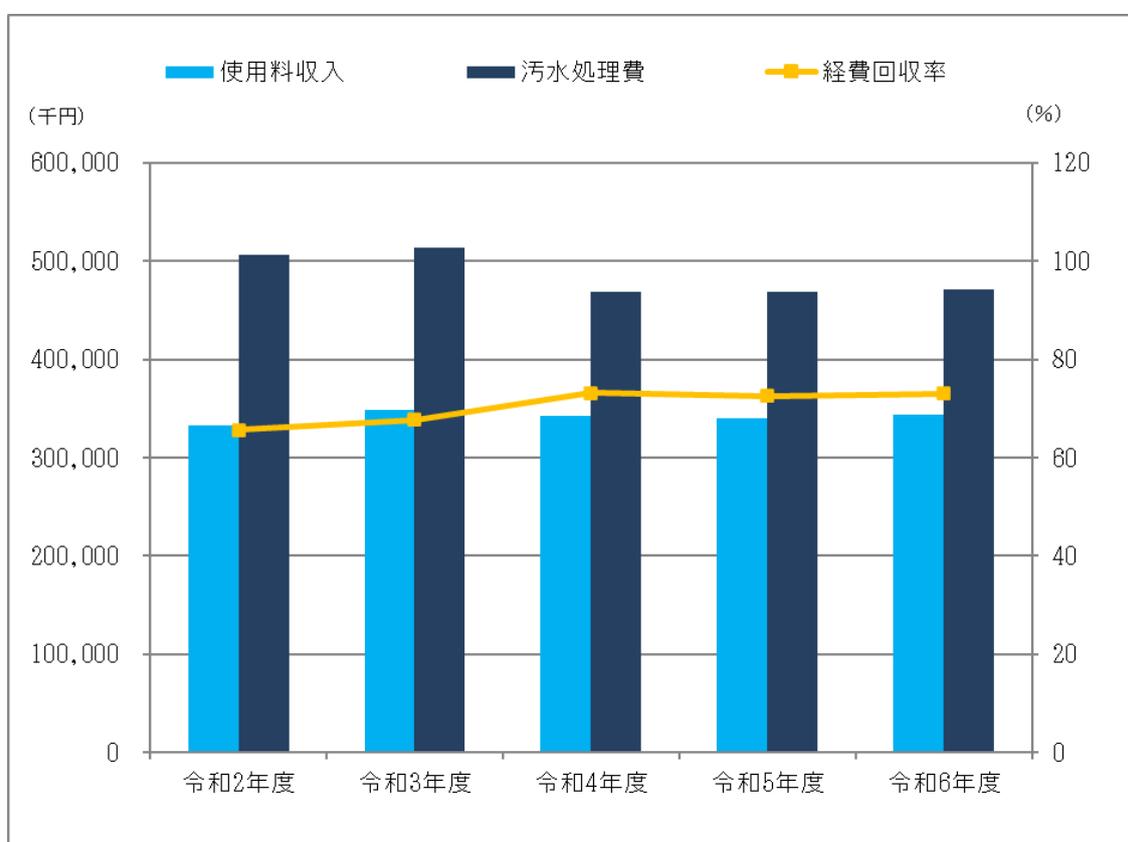
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

(2) 汚水処理原価及び経費回収率

汚水処理原価とは、有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用（汚水処理費）です。また、経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料単価を汚水処理原価で除することにより算出されます。

本町においては、汚水処理原価は令和2年度から令和6年度まで 162.41 円/m³から 150.00 円/m³で推移し、使用料単価は 106.67 円/m³から 109.58 円/m³で推移しています。この結果、経費回収率は 65.68%から 73.05%で推移しており、類似団体と比較すると低い水準となっています。

図表2-9 汚水処理原価及び経費回収率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
使用料収入	千円	332,522	348,227	342,972	339,947	344,126	-
使用料単価	円/m ³	106.67	109.91	109.85	108.80	109.58	-
汚水処理費	千円	506,267	513,939	468,344	468,660	471,077	-
汚水処理原価	円/m ³	162.41	162.21	150.00	150.00	150.00	157.16
経費回収率	%	65.68	67.76	73.23	72.54	73.05	82.72

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

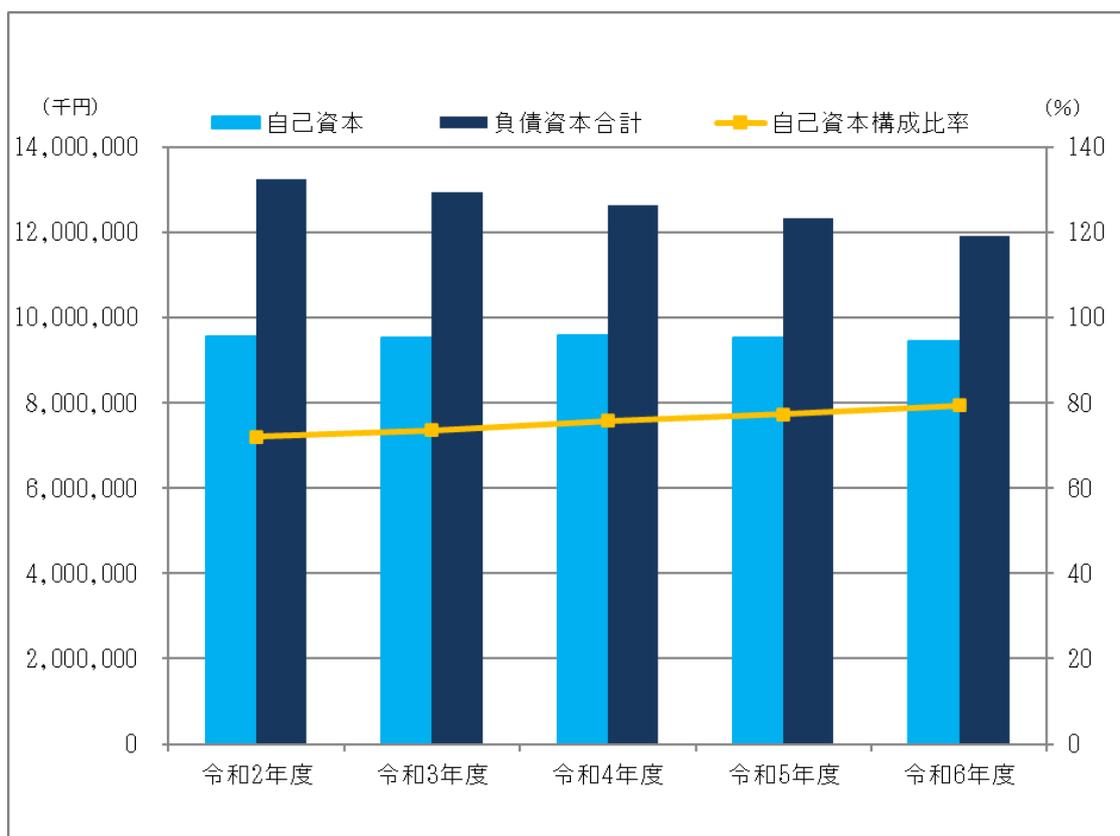
4. 安全性の分析

(1) 自己資本構成比率

自己資本構成比率は負債資本合計のうち、自己資本(資本合計及び繰延収益)の占める割合を表す指標です。

負債資本合計のうち資本金の占める割合が比較的大きく、類似団体を上回っています。

図表2-10 自己資本構成比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
自己資本	千円	9,540,812	9,521,736	9,568,917	9,522,634	9,442,196	-
負債資本合計	千円	13,236,821	12,936,670	12,626,938	12,319,305	11,898,829	-
自己資本構成比率	%	72.08	73.60	75.78	77.30	79.35	62.08

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(2) 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金の状況を示す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

本町においては、令和2年度から令和6年度まで累積欠損金は発生していません。

図表2-11 累積欠損金比率

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
当年度未処理欠損金	千円	-	-	-	-	-	-
営業収益-受託工事収益	千円	332,522	348,227	342,972	339,947	344,126	-
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	-	23.78

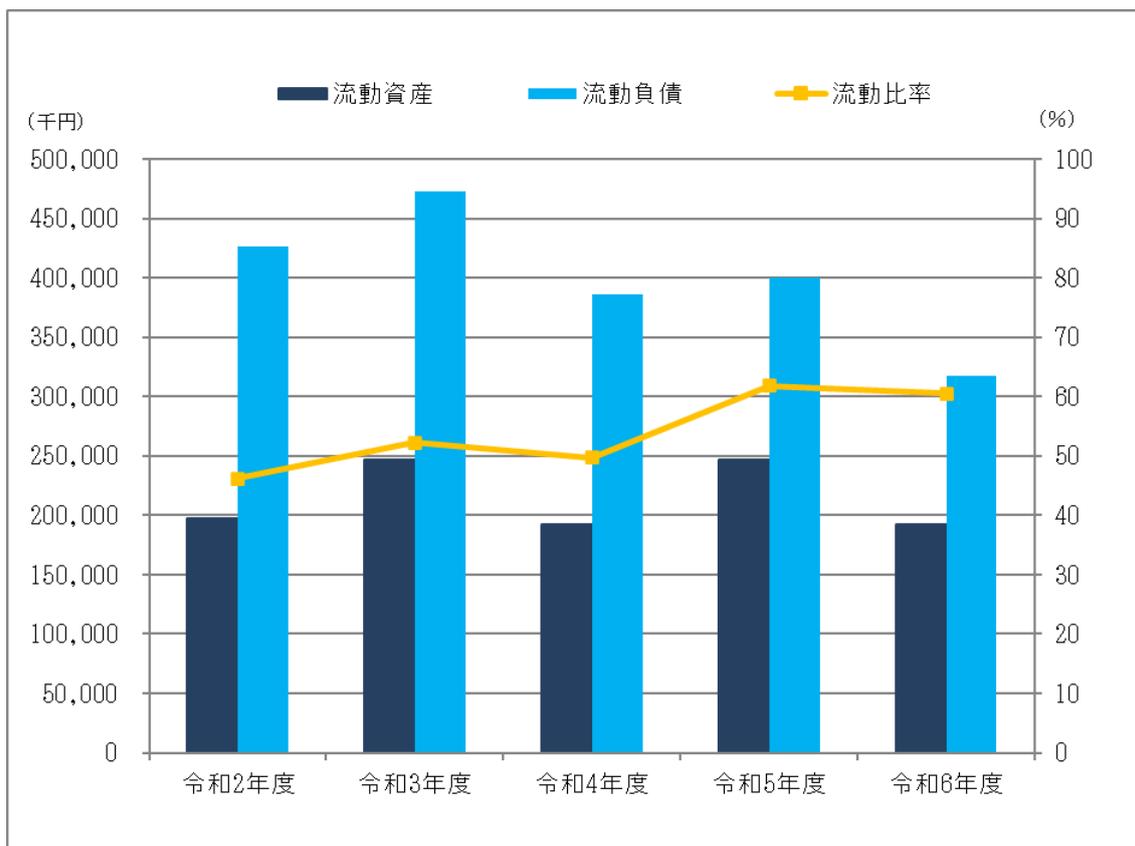
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

(3) 流動比率

流動比率は短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが求められます。

令和2年度から令和6年度まで46.20%から60.51%で推移しており、類似団体と比較すると低い水準となっています。

図表2-12 流動比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
流動資産	千円	197,168	246,830	191,883	247,141	192,047	-
流動負債	千円	426,787	472,449	386,236	400,128	317,398	-
流動比率	%	46.20	52.24	49.68	61.77	60.51	105.69

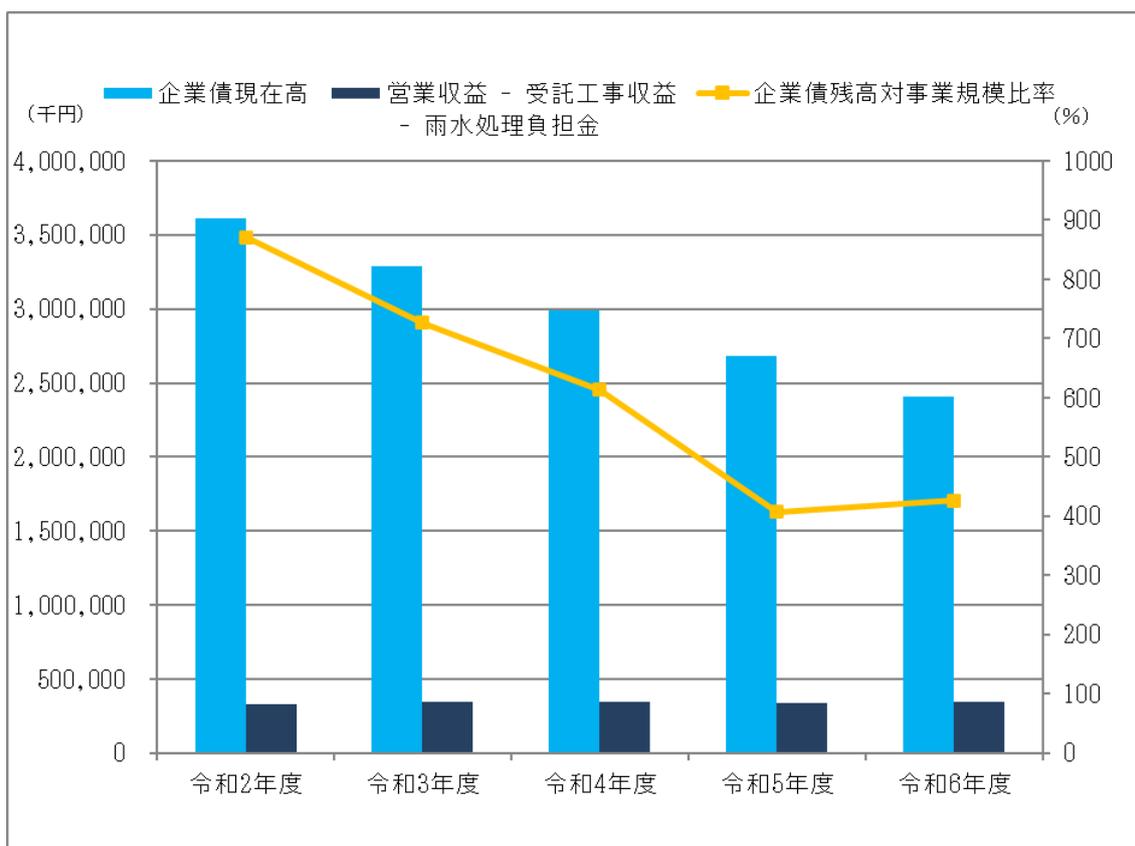
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

(4) 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、収入規模と見合った企業債残高であるかを示す指標であり、将来世代への負担が過度に高まらないように留意する必要があります。

本町における企業債残高対事業規模比率は減少傾向にあり、令和6年度には426.60%となっており、類似団体と比較すると低い水準となっています。

図表2-13 企業債残高対事業規模比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
企業債現在高	千円	3,612,252	3,284,822	2,987,484	2,685,985	2,406,441	-
うち一般会計負担分	千円	715,110	755,356	884,483	1,300,017	938,385	-
営業収益-受託工事収益 -雨水処理負担金	千円	332,522	348,227	342,972	339,947	344,126	-
企業債残高対事業規模比率	%	871.26	726.38	613.17	407.70	426.60	918.51

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

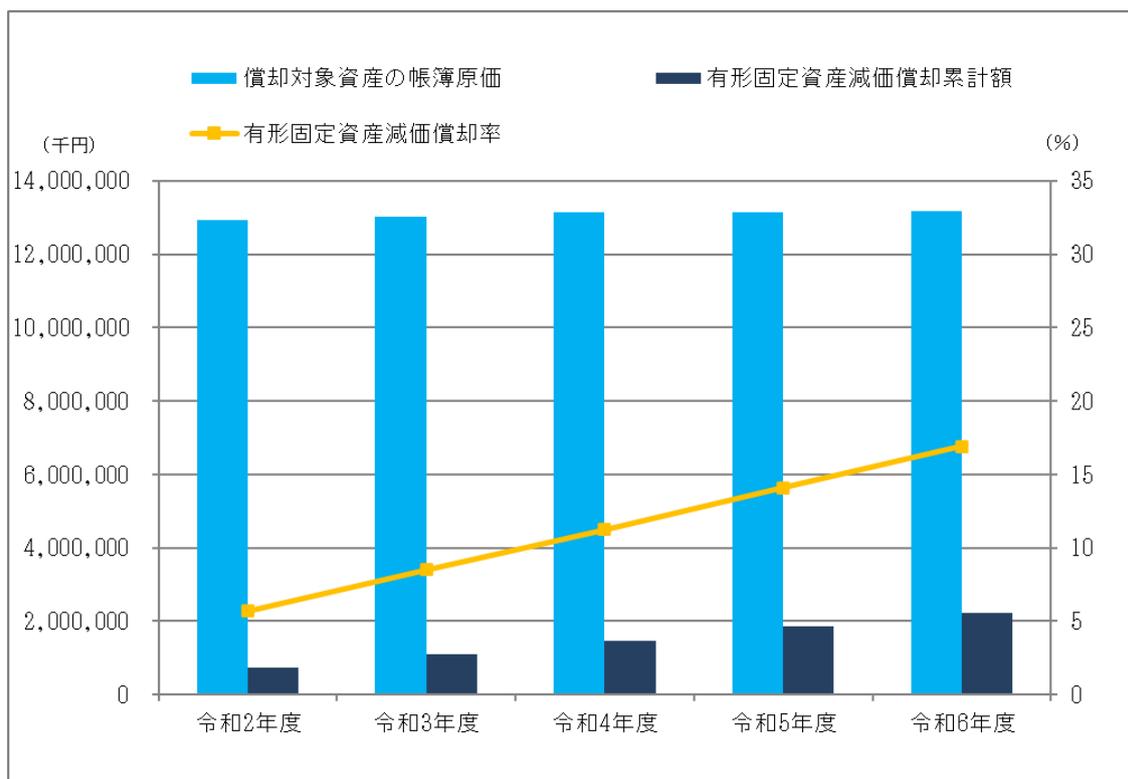
5. 老朽化状況の分析

(1) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

本町における令和6年度の有形固定資産減価償却率は16.90%であり、類似団体と比較すると低い水準となっています。

図表2-14 有形固定資産減価償却率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
償却対象資産の帳簿原価	千円	12,930,671	13,009,885	13,136,709	13,156,979	13,171,191	-
有形固定資産減価償却累計額	千円	736,844	1,106,995	1,478,586	1,852,717	2,225,545	-
有形固定資産減価償却率	%	5.70	8.51	11.26	14.08	16.90	18.24

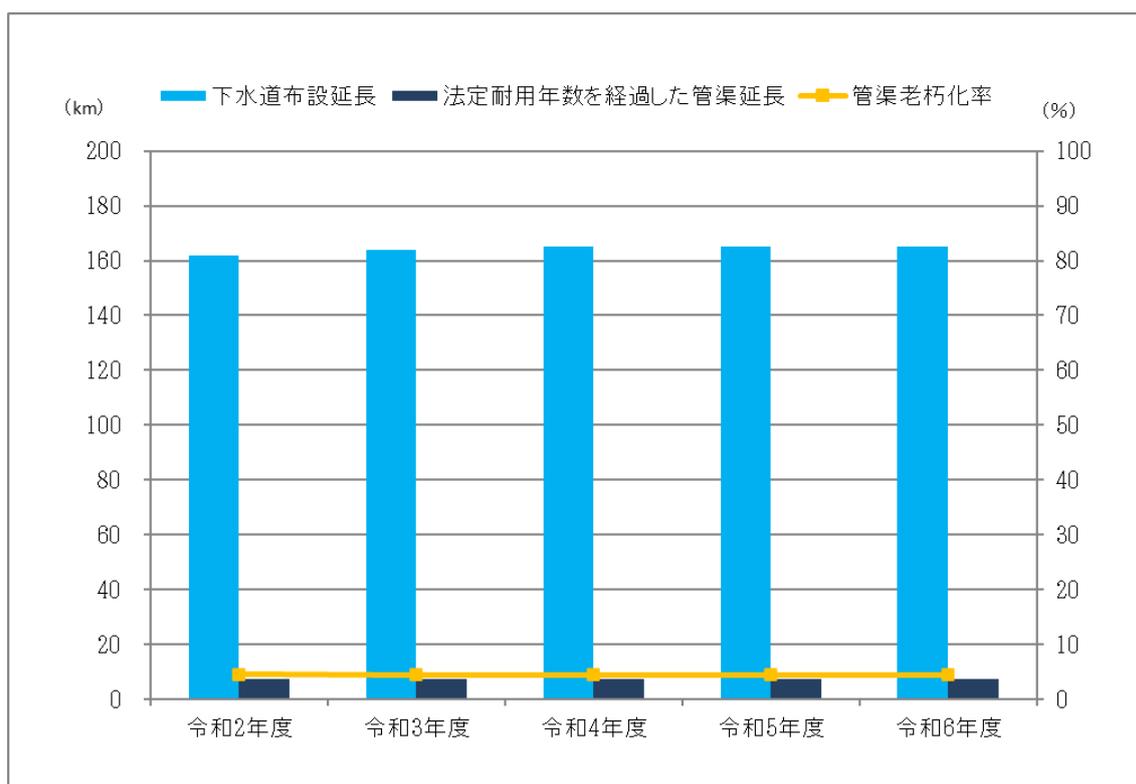
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

(2) 管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表す指標で、管渠の老朽化度合いを示します。

本町においては、昭和41年及び昭和42年に移管・寄附された管渠の約7kmが法定耐用年数50年を経過しています。

図表2-15 管渠老朽化率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
下水道布設延長	km	162	164	165	165	165	-
法定耐用年数を超過した管渠延長	km	7	7	7	7	7	-
管渠老朽化率	%	4.57	4.51	4.48	4.48	4.48	0.00

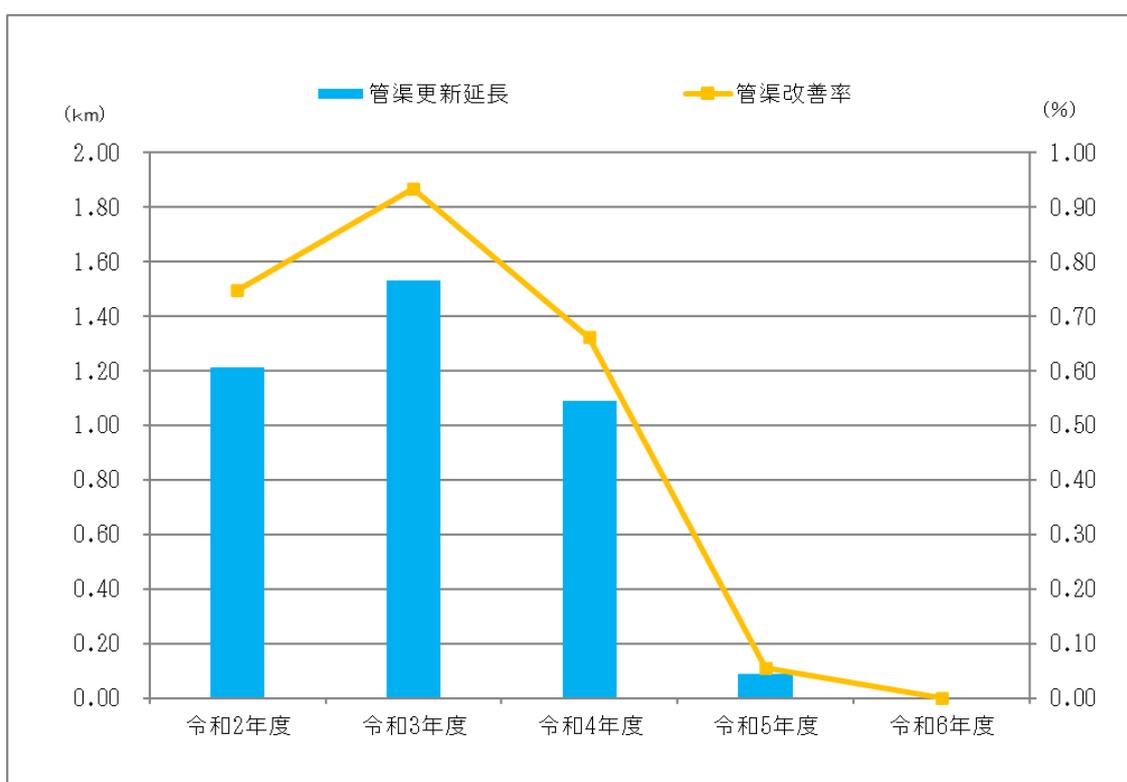
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表、前回経営戦略資料

(3) 管渠改善率

管渠改善率は当年度に更新した管渠延長の割合を示す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

令和6年度までは1%未満の管渠改善率となっていますが、今後はストックマネジメント計画に基づき、健全率予測式より想定された緊急度Ⅰを改築し、平均事業費及び最大事業費を抑えるシナリオに基づいて着実な更新事業を実施していくことにより、本指標は改善していくことが見込まれます。

図表2-16 管渠改善率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 類似団体平均
管渠更新延長	km	1.21	1.53	1.09	0.09	0.00	-
管渠改善率	%	0.75	0.93	0.66	0.05	0.00	0.01

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、経営比較分析表

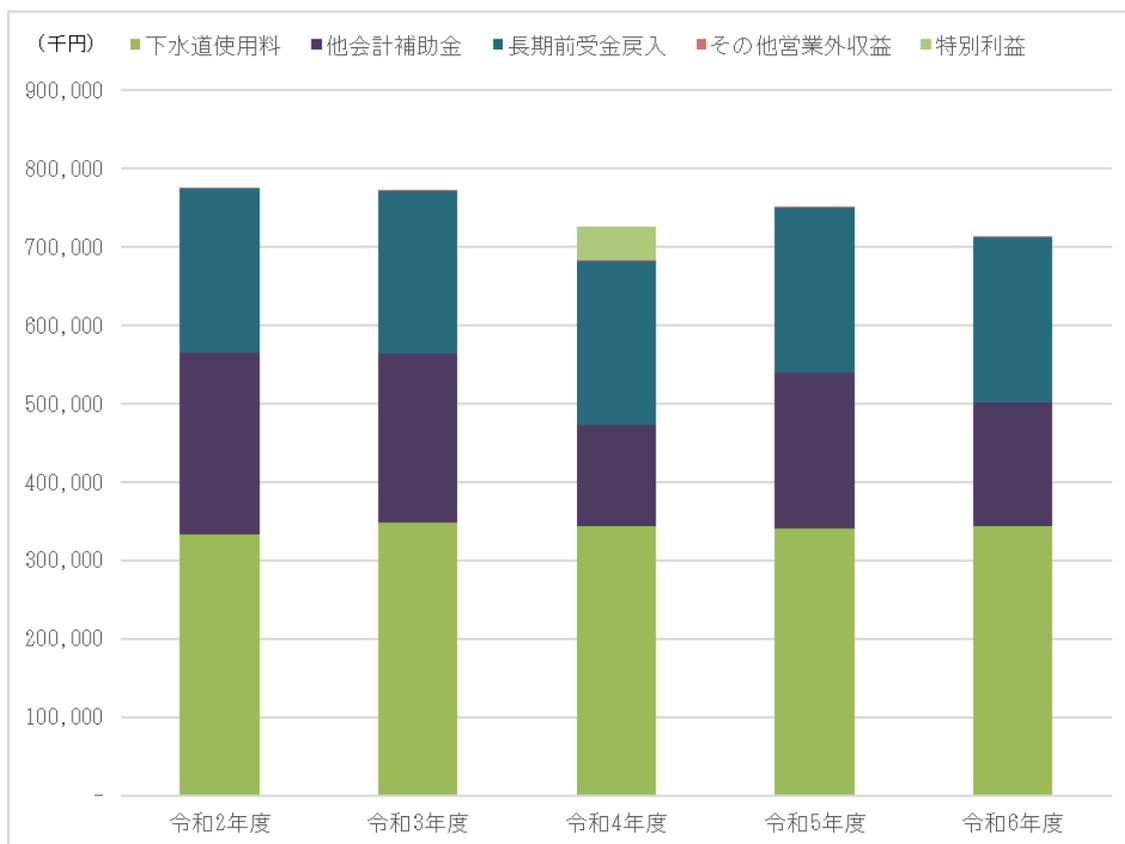
6. 収支分析

(1) 収益的収入

直近5か年の収益的収入の内訳は次のとおりです。

令和6年度の収益的収入の主な内訳は、下水道使用料 344,126 千円、長期前受金戻入 210,389 千円、他会計補助金 157,044 千円となっています。

図表2-17 収益的収入の内訳



(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的収入	775,342	773,270	726,172	751,753	712,913
営業収益	332,522	348,227	342,972	339,947	344,126
下水道使用料	332,522	348,227	342,972	339,947	344,126
営業外収益	442,820	425,043	340,797	411,806	368,787
他会計補助金	233,235	215,104	130,196	199,000	157,044
長期前受金戻入	208,294	208,522	209,421	211,194	210,389
その他営業外収益	1,291	1,417	1,180	1,612	1,354
特別利益	-	-	42,403	-	-

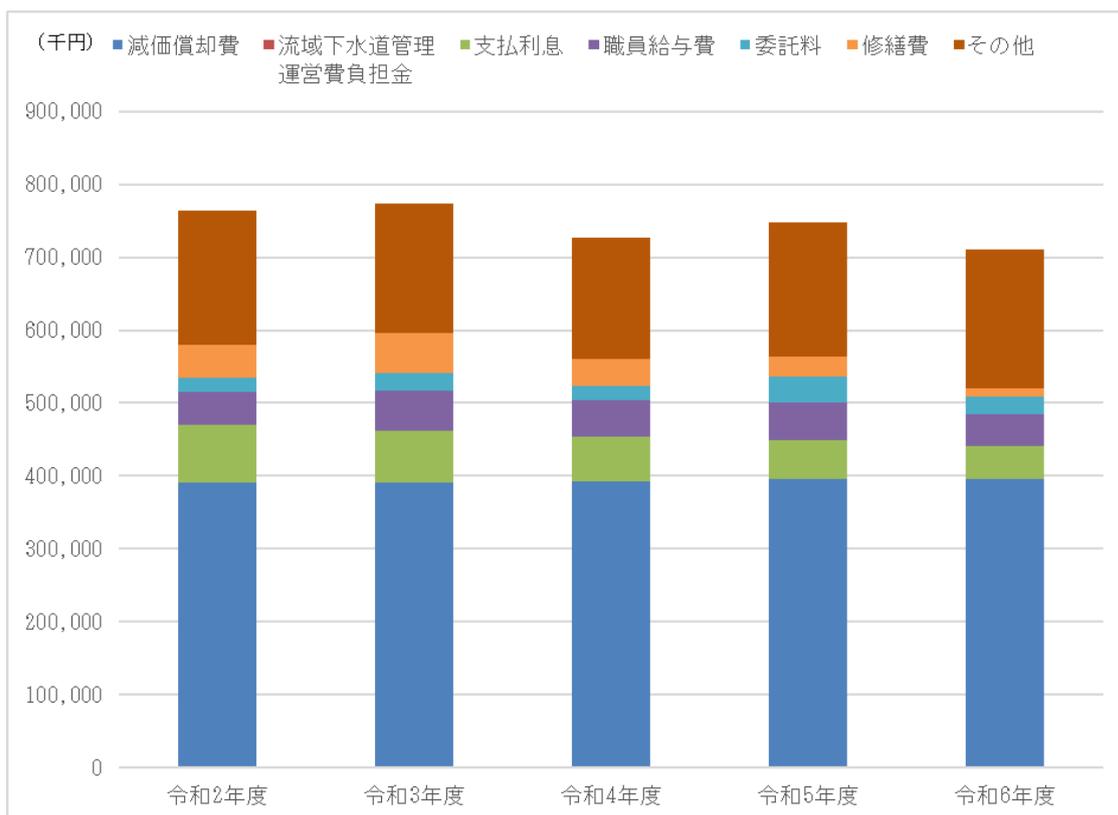
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(2) 収益的支出

直近5か年の収益的支出の内訳は次のとおりです。

令和6年度の収益的支出の主な内訳は、減価償却費 395,090 千円、流域下水道管理運営費負担金 157,023 千円、支払利息 46,120 千円となっています。

図表2-18 収益的支出の内訳



(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的支出	763,865	772,874	726,636	747,010	710,494
営業費用	681,431	702,857	665,627	693,781	664,103
職員給与費	45,658	54,810	49,596	52,410	43,686
減価償却費	390,736	391,635	393,287	396,095	395,090
動力費	2,704	3,081	4,204	3,303	3,633
光熱水費	95	28	41	66	203
通信運搬費	221	104	127	132	138
修繕費	45,310	55,196	38,015	28,407	11,095
委託料	19,536	24,492	19,253	34,073	23,754
流域下水道管理運営費負担金	150,170	151,488	139,536	157,214	157,023
その他営業費用	27,001	22,023	21,568	22,081	29,481
営業外費用	79,042	70,017	61,009	53,229	46,391
支払利息	78,717	69,776	60,938	53,044	46,120
その他営業外費用	325	241	71	185	271
特別損失	3,392	-	-	-	-

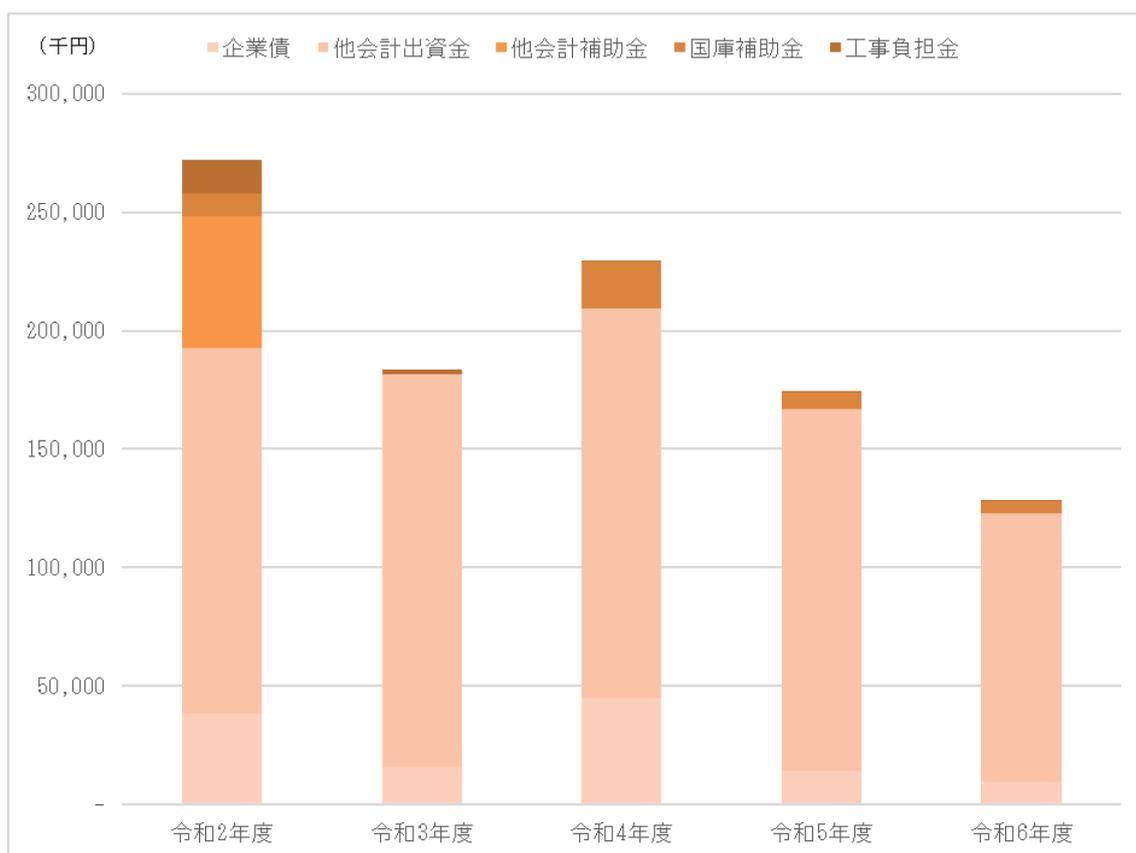
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3) 資本的収入

直近5か年の資本的収入の内訳は次のとおりです。

令和6年度の資本的収入の主な内訳は、他会計出資金 112,867千円、企業債 9,900千円、国庫補助金 5,000千円となっています。

図表2-19 資本的収入の内訳



(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	271,814	183,826	229,273	174,368	127,879
企業債	38,600	15,600	45,000	14,200	9,900
他会計出資金	154,227	166,145	164,150	152,827	112,867
他会計補助金	55,289	-	-	-	-
国庫補助金	9,655	-	20,000	7,000	5,000
工事負担金	14,043	2,081	123	341	112

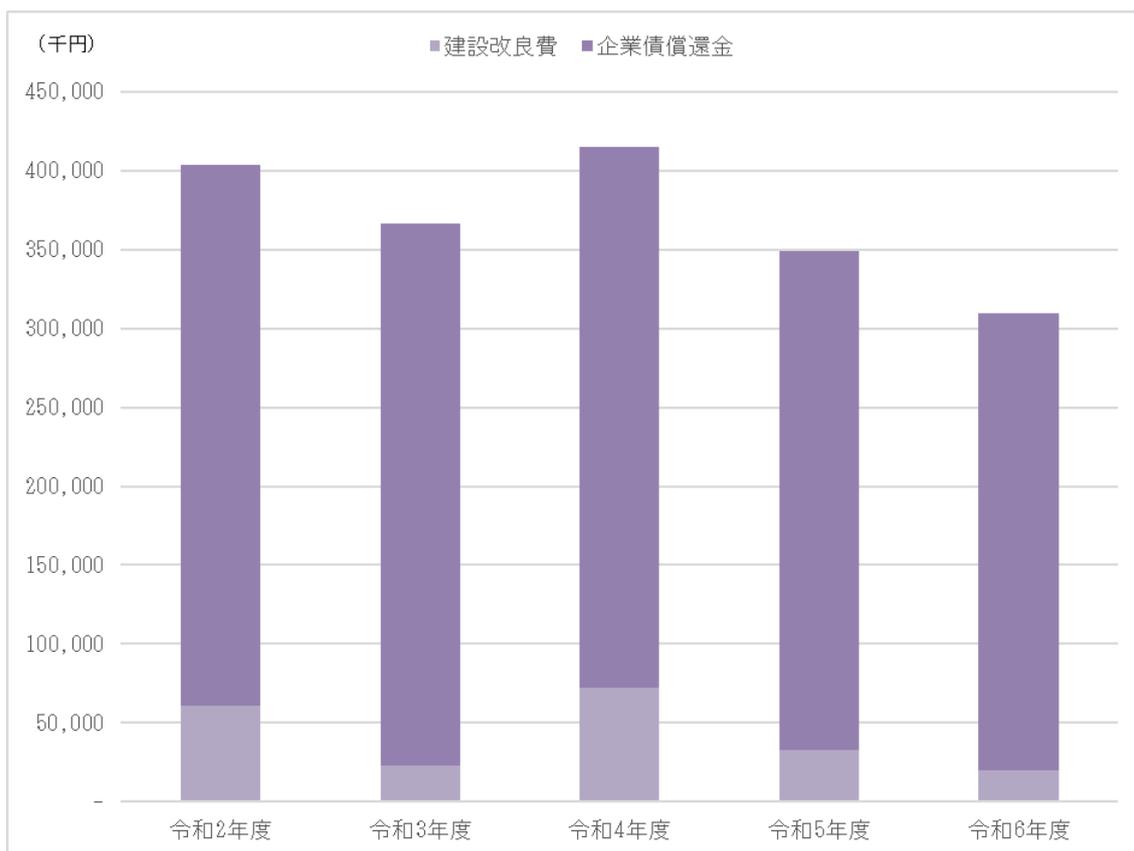
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(4) 資本的支出

直近5か年の資本的支出の内訳は次のとおりです。

令和6年度の資本的支出の内訳は、建設改良費 20,163 千円、企業債償還金 289,442 千円となっています。

図表2-20 資本的支出の内訳



(単位:千円)

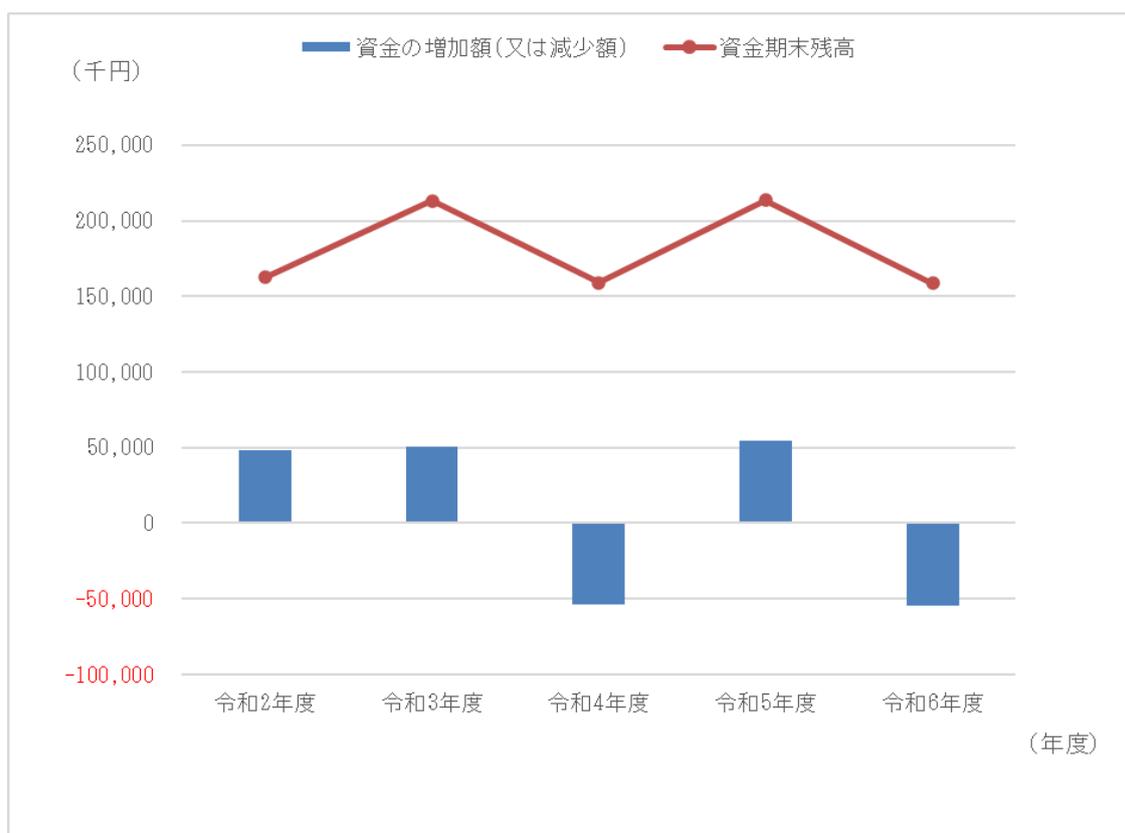
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的支出	403,232	366,126	414,618	348,904	309,605
建設改良費	60,940	23,096	72,280	33,205	20,163
企業債償還金	342,292	343,030	342,338	315,699	289,442

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(5) キャッシュ・フローの推移

令和6年度は資金期首残高が213,411千円でしたが、業務活動によるキャッシュ・フローが144,660千円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローが32,623千円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローが166,675千円のマイナスであった結果、資金期末残高は158,773千円となっています。

図表2-21 キャッシュ・フローの推移



(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金期首残高	114,157	162,626	213,226	159,148	213,411
業務活動によるキャッシュ・フロー	223,151	247,973	112,293	226,998	144,660
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 80,506	△ 36,088	△ 33,184	△ 24,063	△ 32,623
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,176	△ 161,285	△ 133,187	△ 148,672	△ 166,675
資金の増加額(又は減少額)	48,469	50,600	△ 54,078	54,263	△ 54,638
資金期末残高	162,626	213,226	159,148	213,411	158,773

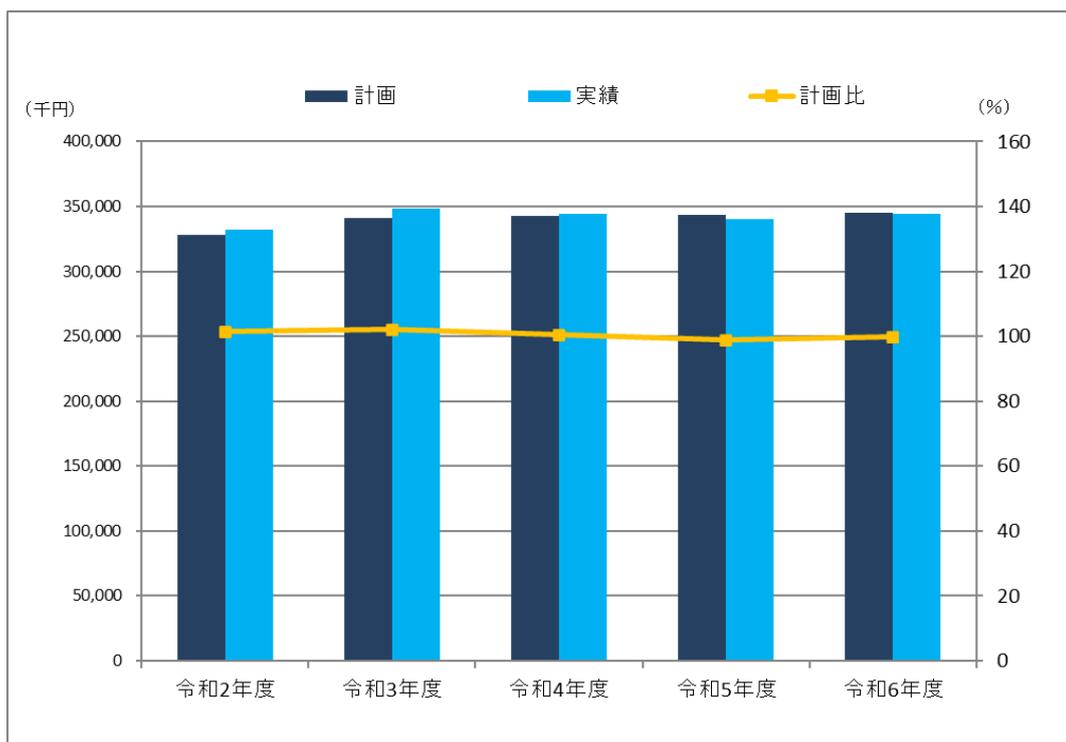
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

7. 予実分析

(1) 使用料収入

使用料収入の計画と実績を比較した結果、令和2年度から令和4年度までは計画値を上回りましたが、令和5年度以降では計画値をわずかに下回る結果となっています。

図表2-22 使用料収入の実績と計画の比較

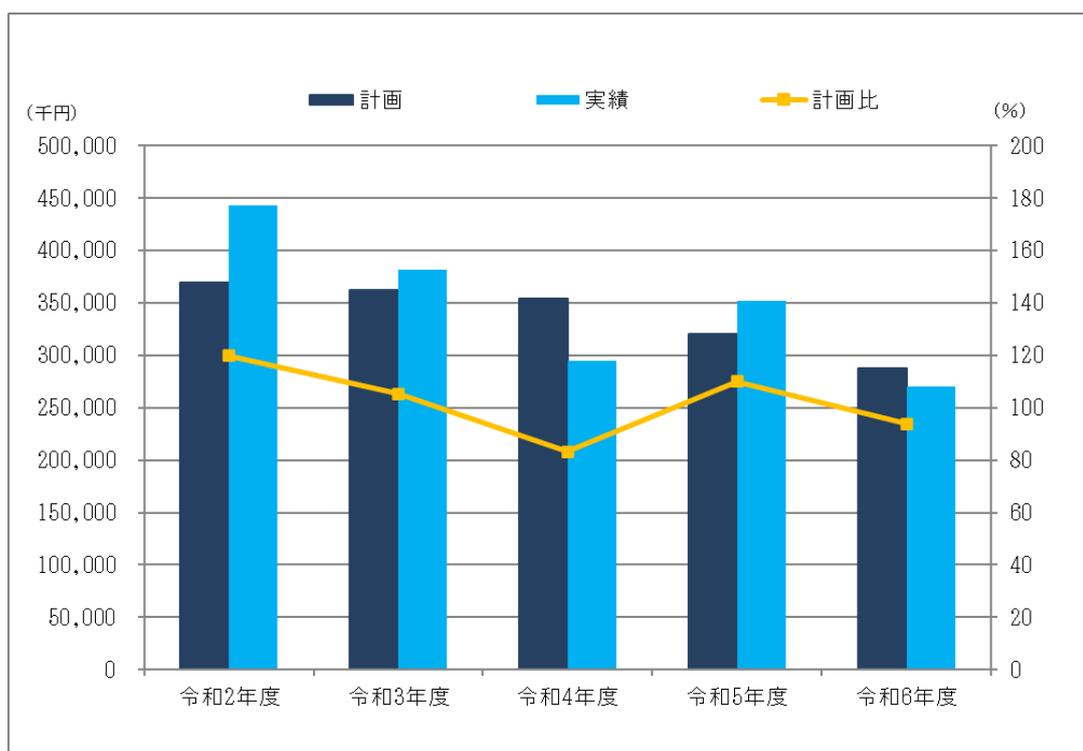


	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	円	327,752	341,358	342,529	343,708	344,887
実績	円	332,522	348,227	342,972	339,947	344,126
計画差	円	4,770	6,869	443	△ 3,761	△ 761
計画比	%	101.46	102.01	100.13	98.91	99.78

(2) 他会計繰入金

他会計繰入金の計画と実績を比較した結果、令和2年度、令和3年度及び令和5年度においては計画値を上回りましたが、令和4年度及び令和6年度においては計画値を下回る結果となっています。

図表2-23 他会計繰入金の実績と計画の比較

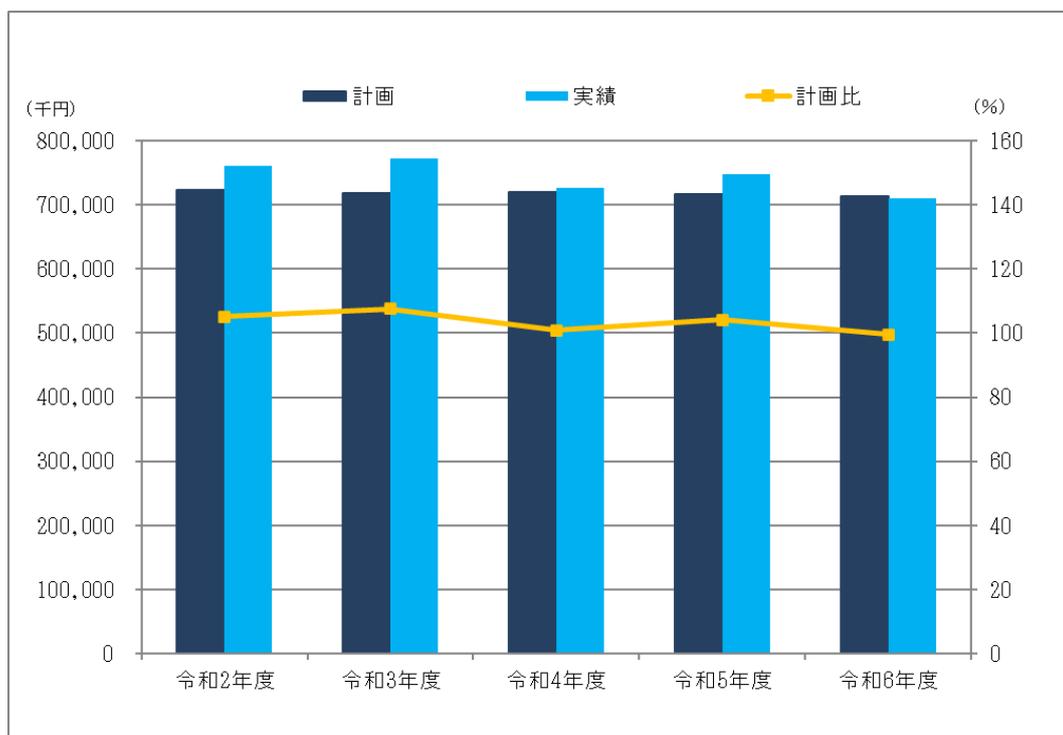


	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	千円	369,520	362,051	353,916	319,785	287,921
実績	千円	442,751	381,249	294,346	351,827	269,911
計画差	千円	73,231	19,198	△ 59,570	32,042	△ 18,010
計画比	%	119.82	105.30	83.17	110.02	93.74

(3) 経常費用

経常費用の計画と実績を比較した結果、令和2年度から令和5年度までは計画値を上回りましたが、令和6年度は計画値を下回る結果となっています。

図表2-24 経常費用の実績と計画の比較

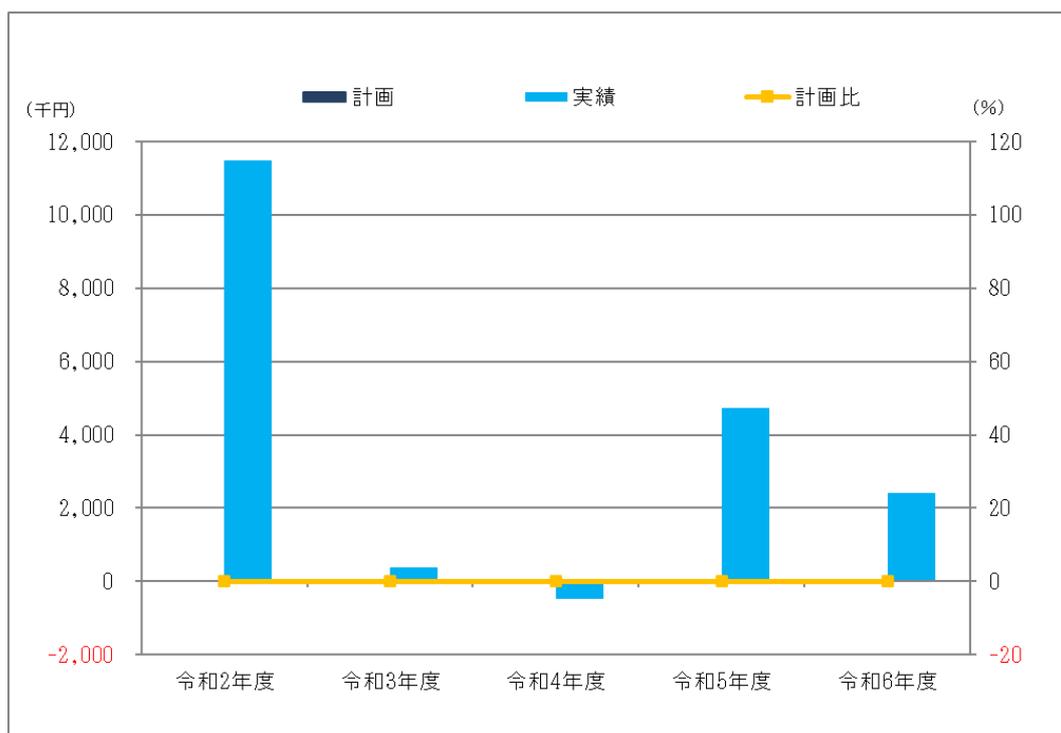


	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	千円	723,243	718,297	720,516	716,997	713,697
実績	千円	760,473	772,874	726,636	747,010	710,494
計画差	千円	37,230	54,577	6,120	30,013	△ 3,203
計画比	%	105.15	107.60	100.85	104.19	99.55

(4) 当期純損益

当期純損益の計画と実績を比較した結果、令和4年度は純損失が生じましたが、令和4年度以外では純利益となっており、計画値を上回る結果となっています。

図表2-25 当期純損益の実績と計画の比較



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	千円	0	0	0	0	0
実績	千円	11,477	396	△ 464	4,743	2,419
計画差	千円	11,477	396	△ 464	4,743	2,419
計画比	%	-	-	-	-	-

8. 現状分析により認識された経営課題

(1) 使用料の適正化

経費回収率が100%を下回る水準にあり、供給にかかるコストを使用料収入で賄えていない状況です。令和7年度に使用料改定を行い平均使用料単価が139円/m³となる見込みですが、経費回収率は100%を下回る見込みであるため、現在の使用料が適正であるか精査する必要があります。

(2) 施設の老朽化

現在は法定耐用年数を超える管渠は昭和41年及び昭和42年に移管・寄附された管渠約7kmのみですが、供用開始から29年が経過しており老朽化が進行している状況です。更新には莫大な資金需要が発生するため、負担を分散するためにも長期的な計画を策定し、管渠の更新を進めていく必要があります。

第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は下記のとおり推計を行っています。

$$\text{行政区域内人口} \times \text{普及率} = \text{処理区域内人口}$$

行政区域内人口が減少傾向にあるため、処理区域内人口は減少する見込みです。

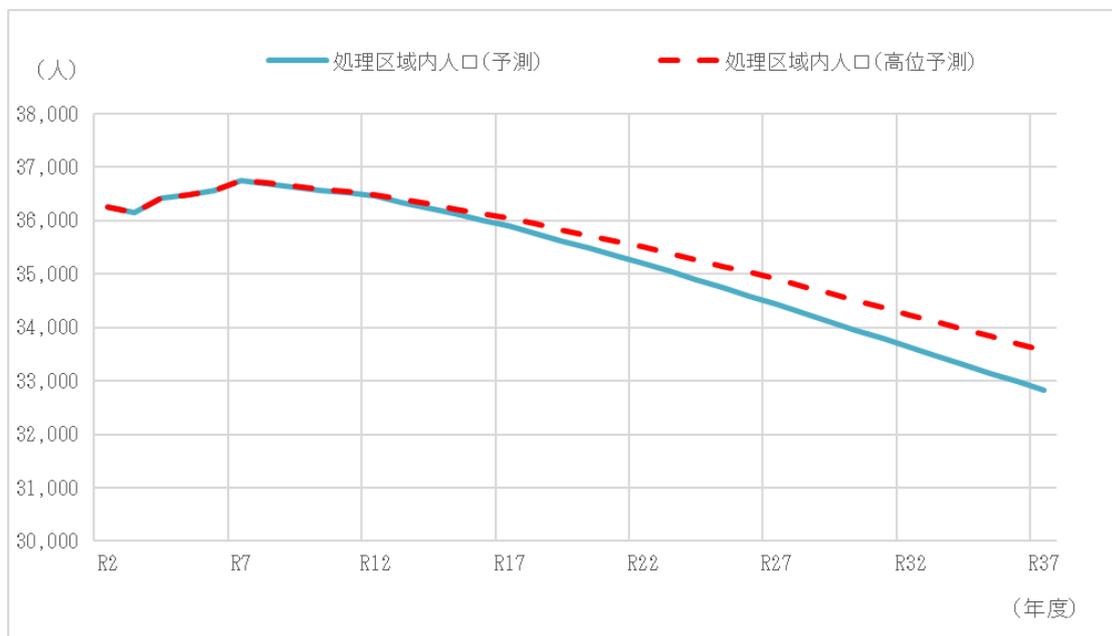
(1) 行政区域内人口

「東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和7年3月）」における人口推計を基準とし、高位予測として「国立社会保障・人口問題研究所推計（令和5年基準）」による人口推計を加えた2パターンを比較検討して推計を行っています。

(2) 普及率

直近の普及率が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

図表3-1 処理区域内人口予測（高位・低位推計）



2. 有収水量の予測

有収水量は下記の算式で推計を行っています。

処理区域内人口 × 水洗化率 × 一人当たり有収水量 = 有収水量
処理区域内人口が減少傾向にあるため、有収水量は減少する見込みです。

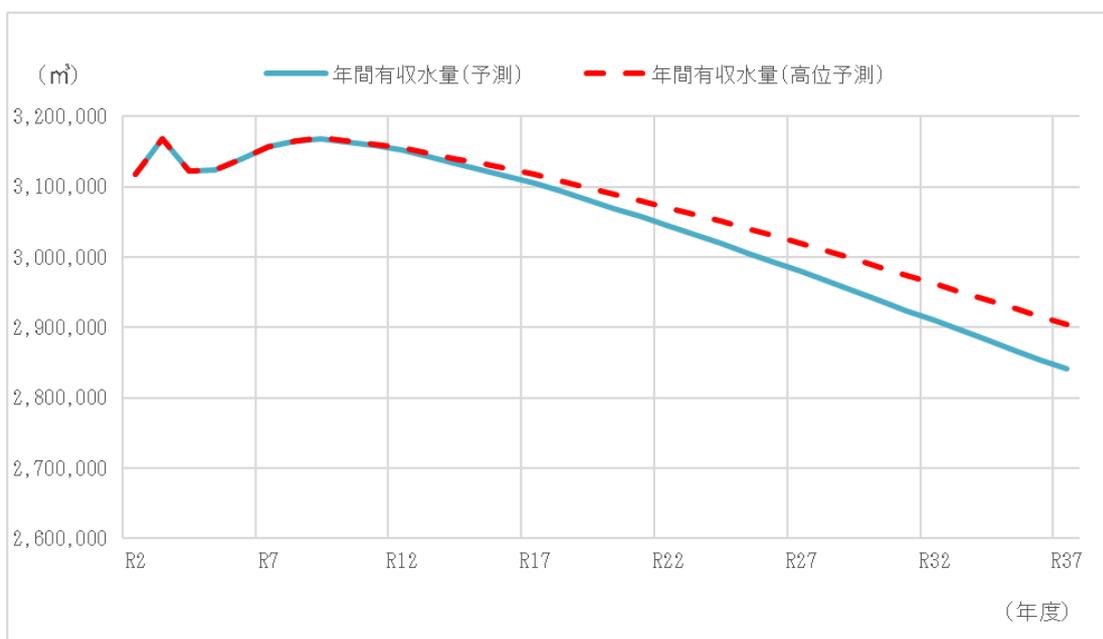
(1) 水洗化率

直近の水洗化率が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

(2) 一人当たり有収水量

直近の一人当たり有収水量が一定で推移するものとみなして推計を行っています。

図表3-2 有収水量の予測



3. 使用料収入の見通し

使用料収入は下記の算式で推計を行っています。

$$\text{有収水量} \times \text{使用料単価} = \text{使用料収入}$$

有収水量が減少傾向にあるため、使用料収入は減少する見込みです。

なお、使用料収入の見通しにおける人口基準は「東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和7年3月）」における人口推計を基準としています。

(1) 使用料単価

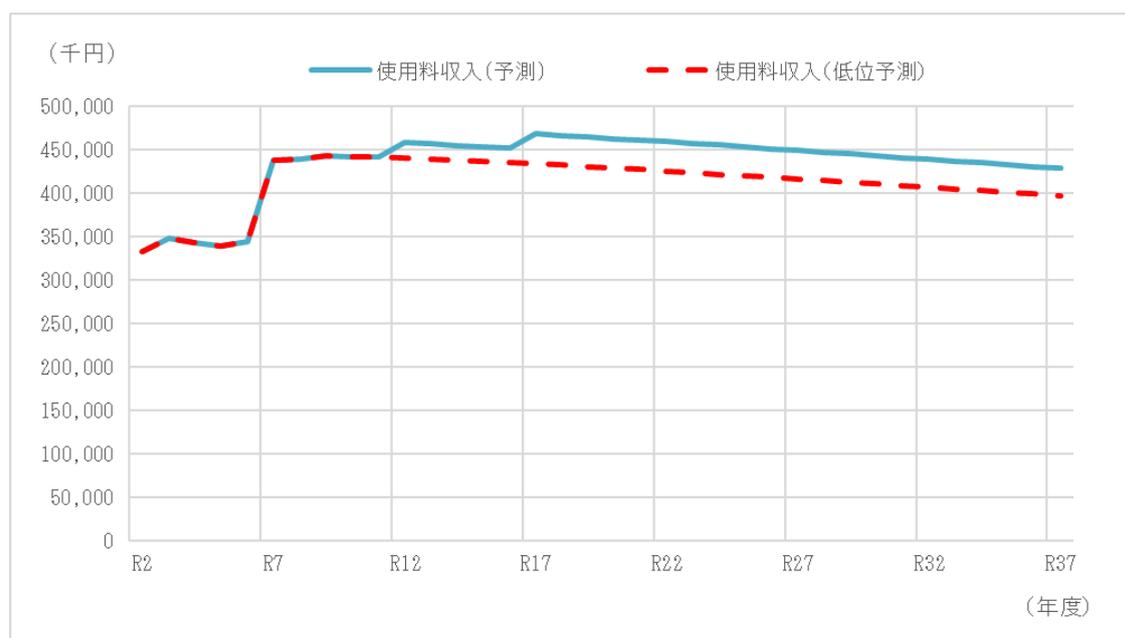
現在、下水道事業の運営に係る費用（維持管理費など）を、いただいた使用料だけではすべて賄うことができず、不足分を町税等の公費で補てんしなければならない状況です。

そこで、このような状況を改善し、将来にわたって安定的かつ持続的に事業を運営するために、令和17年度までに使用料だけで運営に係る費用をちょうど賄える状態（経費回収率100%）になることを目指し、段階的に使用料の見直しを行っていく計画を立てました。

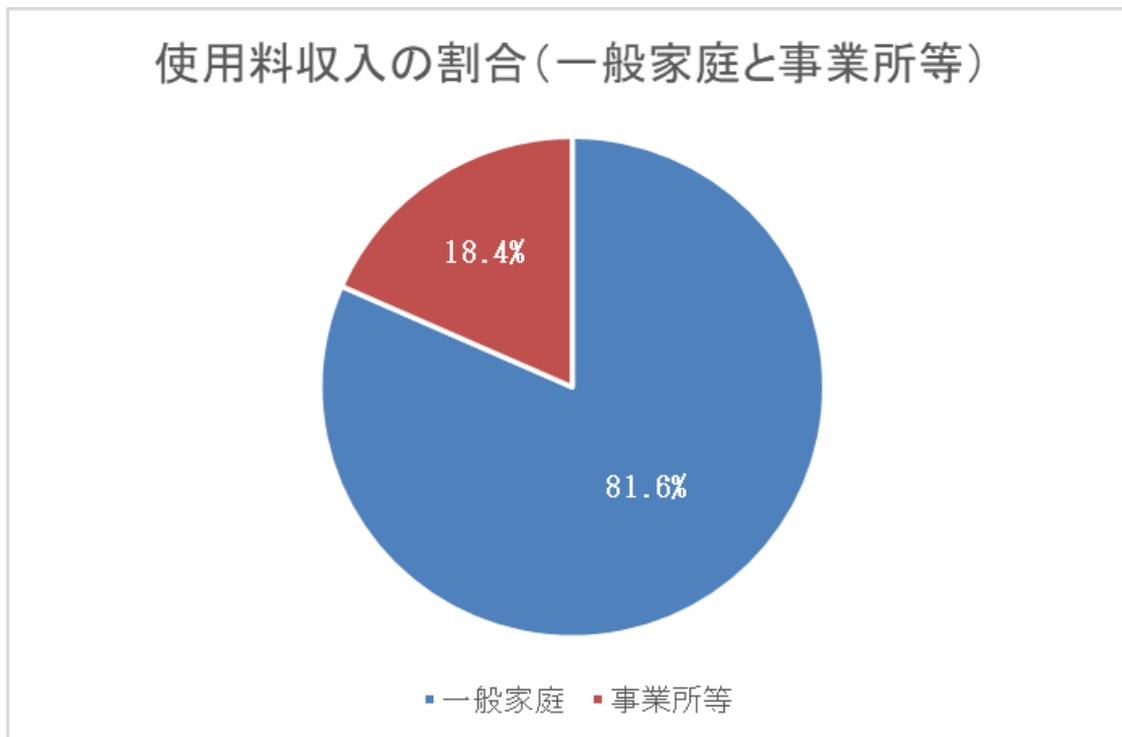
具体的には、令和12年度に約4%、そして令和17年度に更に約4%の使用料改定を実施することで、この目標を達成できる見通しです。

なお、低位予測として直近の使用料単価が一定で推移するパターンを比較検討して推計を行っています。

図表3-3 使用料収入の見通し



図表3-4 使用料収入の割合（一般家庭と事業所等）



（出典）令和6年度の実績値を加工し算出

本町における使用料収入の割合は、一般家庭が81.6%と大部分を占めており、収益性は人口の増減に比例する傾向にあると考えられます。

令和2年度の経営戦略策定時における割合は一般家庭87.2%、事業所等12.8%でしたが、大型商業施設が開業したことにより事業所等の割合が増加しています。

4. 汚水処理費と経費回収率の見通し

汚水処理費は下記の算式で推計を行っています。

$$\text{汚水処理原価} \times \text{有収水量} = \text{汚水処理費}$$

令和12年度及び令和17年度に使用料改定の検討を見込んでいることから、経費回収率は上昇する見込みです。

(1) 物価上昇率

内閣府「中長期の経済財政に関する試算（2025年8月）」における消費者物価上昇率（過去投影ケース）と連動して物価が上昇することを見込んでいます。

(2) 原価の推計方法

① 職員給与費

直近の決算実績×人事院勧告による平均上昇率3%

② 動力費

直近の決算における1 m³当たり単価×物価上昇率×年間処理水量

③ 修繕費

直近の決算実績×物価上昇率

④ 委託費

直近の決算実績×物価上昇率

⑤ 流域下水道管理運営費負担金

令和7年度の予算における1 m³当たり単価×物価上昇率×年間処理水量

⑥ 減価償却費

既存資産の償却予定額に加え、投資試算における建設改良費について資産種別ごとの耐用年数に対応する償却率を乗じて算出しています。なお、長期前受金戻入相当額を控除しています。

⑦ 支払利息

既存分については償還予定表に基づいて計上しています。

新発分の利息は管渠・施設利用権2.7%、機械装置等2.2%として推計しています。

⑧ 資産維持費

資産維持費は汚水処理費に含んでいません。

⑨ その他

直近の決算実績×物価上昇率

(3) 公費等負担額

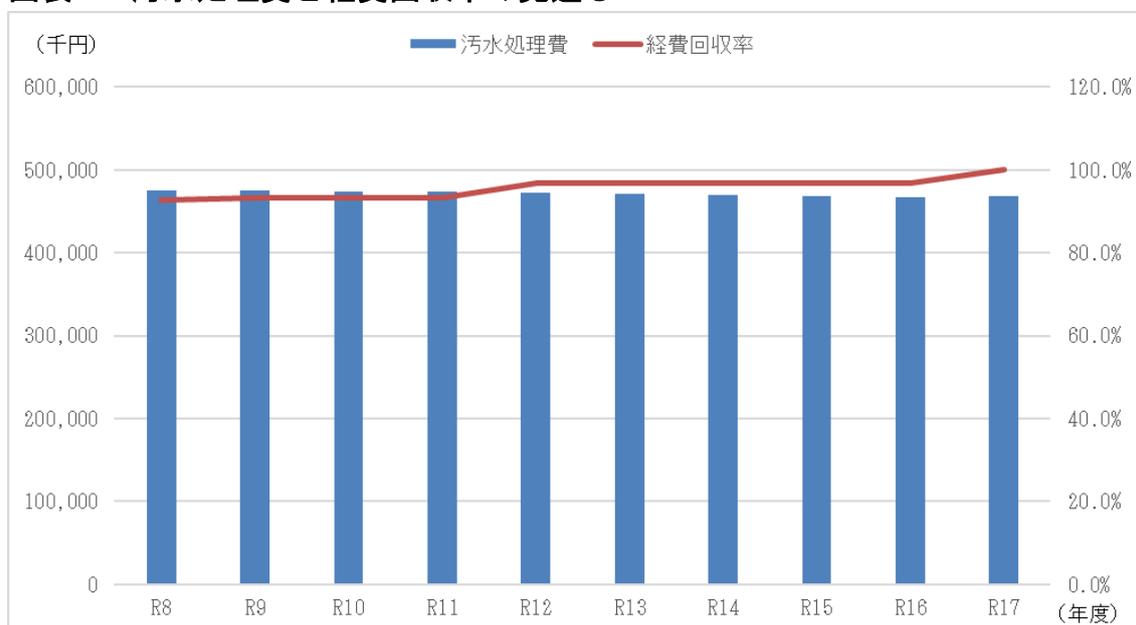
経費回収率の算出に当たって控除している公費等負担額は下記のとおりです。

① 基準内繰入金

総務省繰出基準に基づく下記の繰入金を控除しています。

- ・ 雨水処理に要する経費（減価償却費・利子）
- ・ 下水道事業債（普及特別対策・臨時措置分）の償還に要する経費（利子）
- ・ 流域下水道の建設に要する経費（利子）
- ・ 地方公営企業法の適用に要する経費（利子）

図表3-5 汚水処理費と経費回収率の見通し



5. 施設の見通し

ストックマネジメント計画の策定時に複数の推計パターンで試算を行っており、管路施設については健全率予測式より想定された緊急度Ⅰのみを改築し、平均事業費及び最大事業費を抑える推計パターンを採用しています。ポンプ場施設については、目標耐用年数で改築を行った場合の事業費を平準化した推計パターンを採用しています。

リスクを可能な限り低減しつつ、改善の効率性、改築事業費の実現性を考慮すると、段階的に改築事業費が増加していく見通しになっています。

図表3-6 投資額の見通し



6. 企業債の見通し

補助事業については事業費の 50～57%を起債発行の対象とし、単独事業については事業費の 100%を起債発行の対象として推計しています。

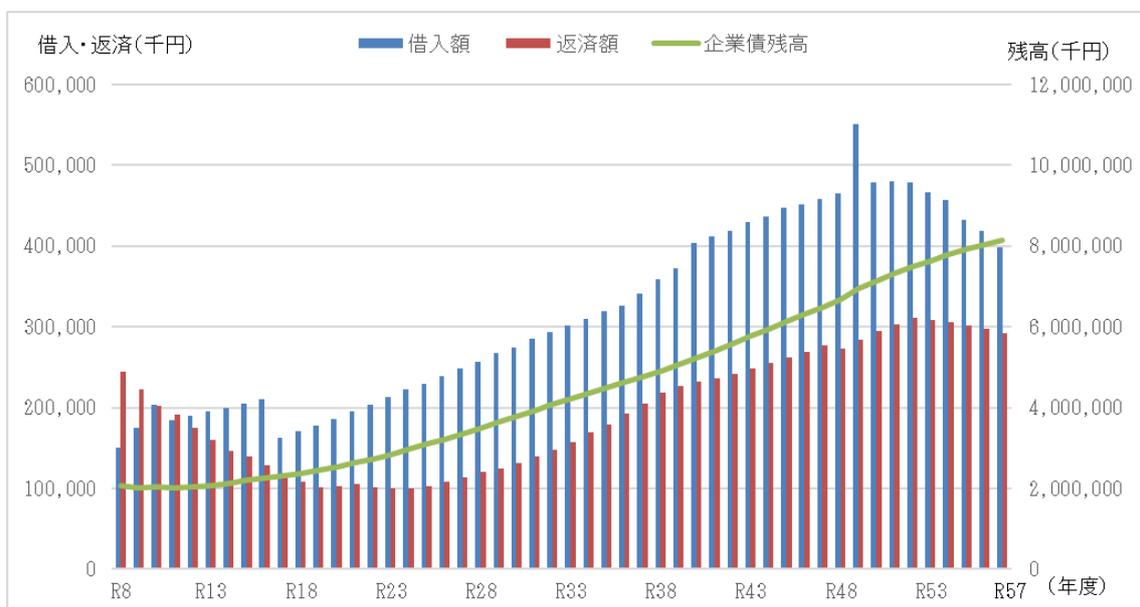
投資に伴う借入額が償還額を上回るため、企業債残高は増加する見通しです。

図表3-7 企業債の発行条件

区分	科目	償還年限 (うち元金償還据置年数)	償還方法	利率(年) ※	借入日
建設改良債	構築物	30年(5年)	元利均等償還	2.900%	毎年3月末
建設改良債	機械装置	20年(5年)	元利均等償還	2.300%	毎年3月末

※利率は財務省ホームページ【財政融資資金貸付金利(令和7年12月1日以降適用)】より

図表3-8 企業債の見通し



7. 繰入金の見通し

下水道管などの古い施設を計画的に取り替える工事（ストックマネジメント計画に基づく改築事業）を実施していくことにより、その費用（資本費）が増加します。その結果、事業実施相当分を一般会計から補てんするお金（基準内繰入金※1）が増加していく見込みです。

一方で、段階的に使用料改定を見込んでいくことから、本来は使用料収入で賄うべき費用を一般会計から補てんするお金（基準外繰入金※2）は徐々に減少する見込みとなっています。

※1 基準内繰入金

総務省の繰出基準に基づき一般会計から繰り入れるお金。

一般会計の負担の一部は国からの地方交付税などで補てんされます。

※2 基準外繰入金

総務省の繰出基準に基づかない赤字補てんとして一般会計から繰り入れるお金。

一般会計の全額持ち出し（負担）となり、行政の財政を圧迫しやすい要因となります。

(1) 収益的収入

① 基準内繰入金

経常費用に連動して総務省繰出基準に基づく下記の基準内繰入金を見込んでいます。

- ・ 分流式下水道等に要する経費
- ・ 雨水処理に要する経費
- ・ 下水道事業債（普及特別対策・臨時措置分）の償還に要する経費（利子）
- ・ 流域下水道の建設に要する経費（利子）
- ・ 地方公営企業法の適用に要する経費

② 基準外繰入金

計画期間内の損益が均衡するものとして見込んでいます。

(2) 資本的収入

① 基準内繰入金

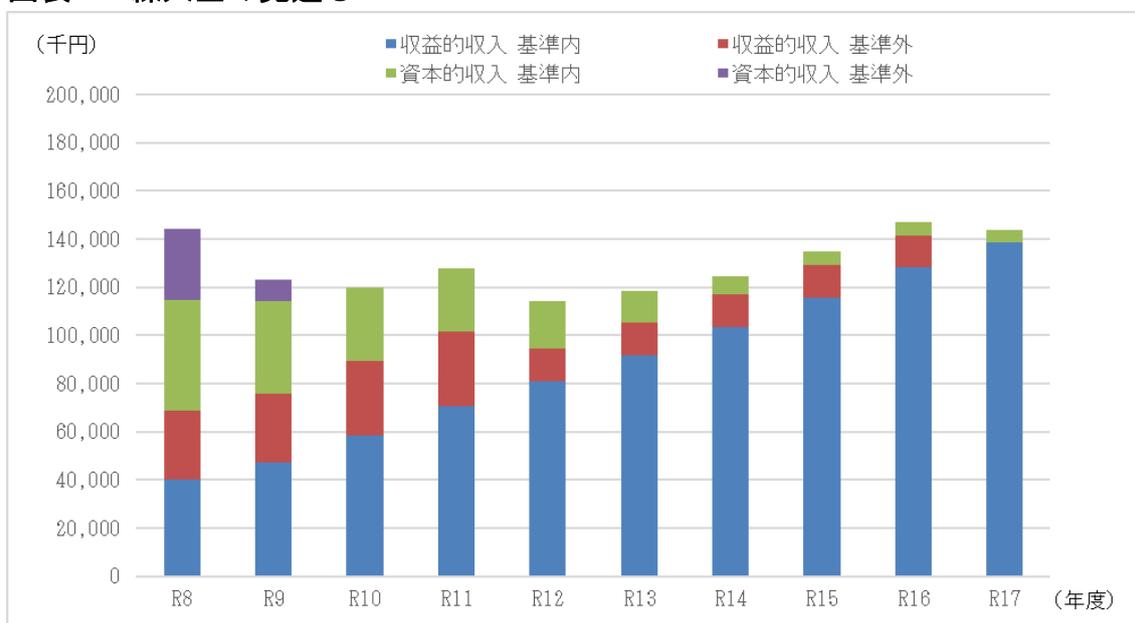
資本的支出に連動して総務省繰出基準に基づく下記の基準内繰入金を見込んでいます。

- ・下水道事業債(普及特別対策・臨時措置分)の償還に要する経費(元金)
- ・流域下水道の建設に要する経費(元金)

② 基準外繰入金

元金償還金が減価償却費を上回る額を見込んでいます。

図表3-9 繰入金の見通し

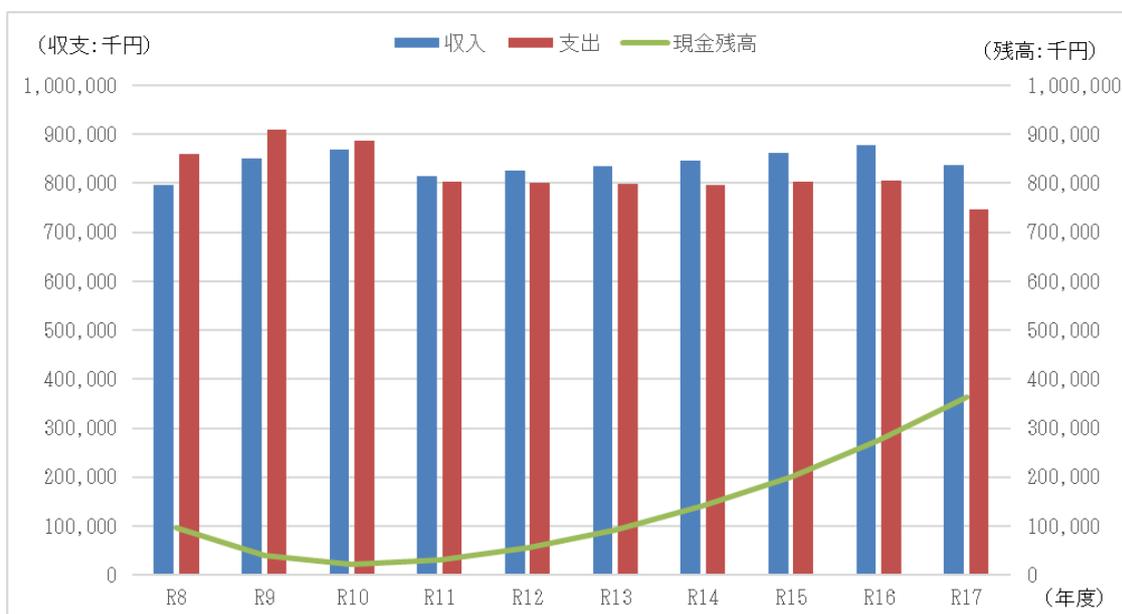


8. 資金残高の見通し

基準内繰入金が増加する一方で、投資財源は補助金及び企業債で確保されることにより、令和10年度以降では資金残高は増加する見通しです。

令和17年度には約3.6億円まで増加する見通しですが、これは令和17年度の使用料収入が約4.6億円と見込まれることや、年間の建設改良費が3～5億円と見込まれることから、工事代金に必要な財源を確保しておくことにより安定した資金繰りを確保することができる見通しです。

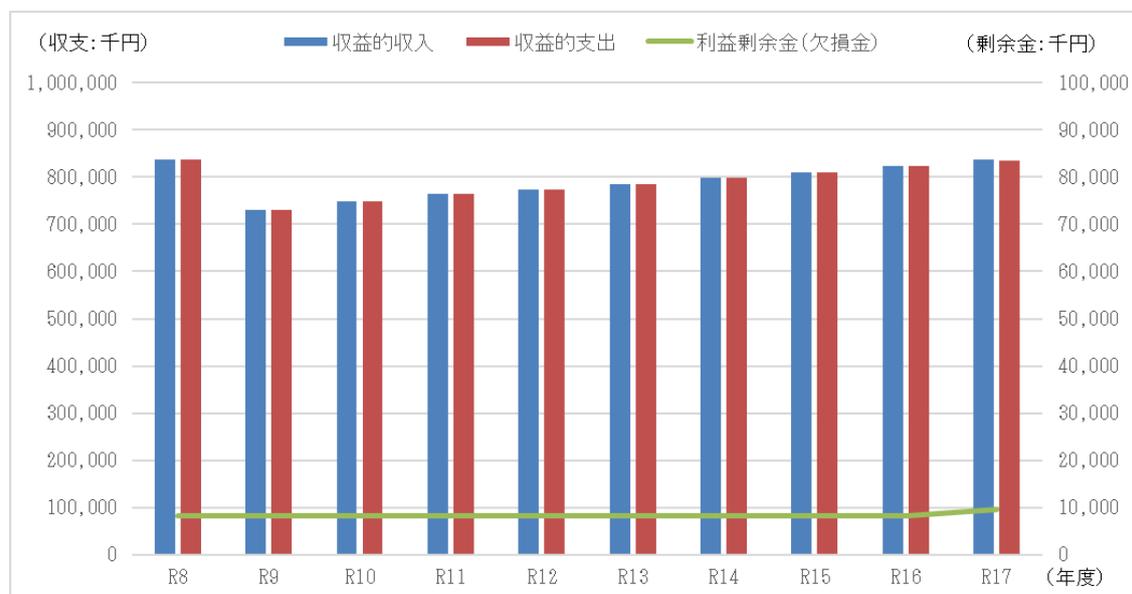
図表3-10 資金残高の見通し



9. 損益の見通し

損益均衡となるよう基準内繰入金を繰り入れることで利益剰余金は横ばいとなる見通しです。

図表3-11 収益的収支と利益剰余金の見通し



10. 組織の見通し

本町の下水道事業を担当する組織は課長 1 名のもと、経営管理係 2 名、工務係 4 名で構成されており、現在の体制が継続することを見込んでいます。

11. 将来の事業環境から把握された経営課題

(1) 繰入金の増加

ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施に伴う資本費の増加により、一般会計の負担が増大することが見込まれます。一方で、段階的に使用料改定を見込んでいることにより、基準外繰入金は減少する見込みです。

(2) 企業債残高の増加

投資財源の大部分に企業債を充てることにより、企業債残高が増加することが見込まれます。将来の利用者に過度な負担が生じないように、企業債残高の抑制が必要になります。

第4章 経営の基本方針

本計画では、上位計画である「東郷町総合計画」の基本理念や将来像、「東郷町都市計画マスタープラン」の都市づくりの目標を基本とし、下水道事業の現状と課題を踏まえ、町民が安心して快適に暮らせる都市づくりを実現するため、以下のように基本方針を定め、今後の施策を推進していきます。

1. 下水道施設の老朽化対策

ストックマネジメントによる長寿命化を含めた公共インフラの適正な管理を図り、快適な生活環境、魅力あるまちづくり、災害に強いまちづくりの推進を図ります。

2. 下水道財政の健全化

公営企業の原則である独立採算による経営の実現を目指します。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資についての説明

(1) 投資の目標

① 管渠更新

ストックマネジメント計画に基づき、管路施設については健全率予測式より想定された緊急度 I のみを改築し、平均事業費及び最大事業費を抑えるシナリオに基づいて着実な更新事業を実施します。

② ポンプ場施設更新

ポンプ場施設の機能を維持するため、ストックマネジメント計画において試算・選定したシナリオに基づいて着実な更新事業を実施し、予防保全対策により長寿命化を図ります。

(2) 取組事項

① 管渠及びポンプ場施設の更新に関する事項

更新に関してはストックマネジメント計画に基づいて継続的に実施していきます。

② 広域化・共同化・最適化に関する事項

令和4年度に策定された愛知県の広域化・共同化計画に基づき、令和6年度から豊明市とともにマンホールの共同点検調査に取り組んでいます。

今後も引き続き広域化・共同化計画に基づき、効率的な事業運営に取り組めます。

③ 投資の平準化に関する事項

ストックマネジメント計画に基づいて更新投資の平準化を図りながら、必要な長寿命化対策を着実に進めます。

④ 民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

ウォーターPPPの導入が社会資本整備総合交付金の交付要件とされたことを踏まえ、今後の更なる民間活用の可能性について検討します。

⑤ 防災・安全対策に関する事項

施設の耐震化を進めるとともに、下水道BCP（業務継続計画）に基づき、地震や豪雨などに備えた防災訓練を実施するなど、ハード・ソフト両面から災害に強い体制整備に取り組めます。

(3) 建設改良費の推計

ストックマネジメント計画に基づき、緊急度に応じて管渠・ポンプ場を健全に保つために必要となる改築事業費を見込んでいます。

改築事業費の推計に当たってはストックマネジメント計画策定時に複数の改築シナリオの検討を行っており、投資計画には投資の実現性を確保するため、投資の平準化を想定した推計値を採用しています。

①管渠更新

管路施設については、健全率予測式より想定された緊急度Ⅰのみを改築し、平均事業費及び最大事業費を抑えるシナリオを採用しています。

②ポンプ場施設更新

ポンプ場施設については、目標耐用年数で改築を行った場合の事業費を平準化したシナリオを採用しています。

図表5-1 建設改良費の推移

年度	R8(予算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
建設改良費	269,152	364,848	356,802	275,816	284,651	292,190	299,937	307,899	316,082	256,084
構築物	155,089	237,708	244,292	251,059	258,013	265,160	272,505	280,054	287,811	224,877
機械装置	104,078	116,140	101,510	13,757	14,138	14,529	14,932	15,345	15,770	16,207
施設利用権	9,985	11,000	11,000	11,000	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	15,000

(単位:千円)

2. 投資以外の経費についての説明

(1) 民間活用(民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)の実施に関する事項

ウォーターPPP の導入が社会資本整備総合交付金の交付要件とされたことを踏まえ、今後の更なる民間活用の可能性について検討します。

(2) 職員給与費

職員数に関しては現状の体制で業務を継続していきます。また、人件費に関しては人事院勧告による平均上昇率 3%を見込んで算出しています。

(3) 流域下水道管理運営費負担金

令和 7 年度に流域下水道の負担金単価が引き上げられました。今後も物価上昇等により負担金が増加していくことが見込まれるため、雨天時浸入水対策による不明水量の削減に取り組むことで抑制を図ります。

(4) その他の経費

下水道事業に係るその他の経費（修繕費、委託費など）については、物価の上昇により増加することが見込まれるため、社会環境の変化や技術の進展などに適応することにより、費用削減を推進します。

3. 財源についての説明

(1) 財源の目標

① 経費回収率

経費回収率が令和 12 年度に 95%以上、令和 17 年度に 100%以上となることを目標とします。

(2) 使用料収入の試算

使用料収入の長期将来見通しは第 3 章に記載したとおり、複数の推計を実施しており、使用料収入及び汚水処理費の推計に基づいて使用料改定の必要性を検討した結果、本計画では令和 12 年度、令和 17 年度にそれぞれ改定率 4% の下水道使用料改定を見込むことで、10 年間の経費回収率が 100%以上になると試算しています。なお、使用料水準の設定に当たっては経費回収率を基準としており、使用料対象経費に資産維持費は算入していません。

ただし、想定を上回る人口減少や物価高騰に経費回収率が悪化した場合には、計画期間中に更なる使用料の見直しが生じる可能性があります。

使用料収入と原価の内訳は次の通りです。

図表5-2 使用料収入と汚水処理費の推移

(単位: 千円、m)

年度	R8(予算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料収入 (A)	439,871	442,811	442,076	441,365	458,053	456,679	455,318	453,945	452,584	468,344
年間有収水量	3,164,541	3,168,401	3,163,113	3,158,003	3,152,804	3,143,303	3,133,891	3,124,389	3,114,978	3,105,386
汚水処理費 (B) (公費控除後)	474,681	475,260	474,467	473,700	472,921	471,495	470,084	468,658	467,247	468,344
職員給与費	56,209	47,092	48,155	49,246	50,366	51,517	52,697	53,910	55,157	56,436
動力費	4,258	4,524	4,562	4,600	4,639	4,671	4,703	4,736	4,769	4,802
修繕費	48,320	14,818	14,966	15,116	15,267	15,419	15,574	15,729	15,887	16,045
委託料	52,664	25,034	25,284	25,537	25,793	26,051	26,311	26,574	26,840	27,108
流域下水道管理 運営費負担金	189,744	187,701	190,948	192,546	194,151	195,501	196,865	198,231	199,610	200,985
減価償却費	395,030	384,385	394,831	404,588	409,669	414,914	420,299	425,825	431,487	435,909
長期前受金戻入	△ 204,493	△ 210,159	△ 214,157	△ 217,736	△ 218,930	△ 220,212	△ 221,526	△ 222,857	△ 224,214	△ 224,540
企業債利息	35,957	36,165	37,625	40,173	42,414	45,169	48,344	51,826	55,529	59,544
その他	54,528	31,630	31,793	32,066	32,387	32,710	33,038	33,368	33,702	34,038
公費負担等※	△ 157,536	△ 45,930	△ 59,540	△ 72,436	△ 82,835	△ 94,245	△ 106,221	△ 118,684	△ 131,520	△ 141,983
経費回収率 (A/B)	92.7%	93.2%	93.2%	93.2%	96.9%	96.9%	96.9%	96.9%	96.9%	100.0%

※基準内繰入金を公費負担額として算定原価から控除

(3) 繰入金に関する事項

① 基準内繰入金

総務省の繰出基準に基づいて雨水処理負担金や分流式下水道等に要する経費などを見込んでいます。

② 基準外繰入金

収益的収入分については計画期間内の損益が均衡するものとして見込んでおり、資本的収入分については元金償還金が減価償却費を上回る額を見込んでいます。

図表5-3 繰入金の推移

(単位:千円)

年度	R8(予算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
繰入金	237,239	124,872	121,185	129,689	116,120	120,800	127,280	137,775	150,459	147,436
基準内繰入金	206,540	86,463	90,640	98,708	102,606	107,338	113,868	124,416	137,150	147,436
基準外繰入金	30,699	38,409	30,545	30,981	13,514	13,462	13,412	13,359	13,309	0

(4) 企業債発行額及び償還金の推計

町の負担する事業費に対して、50～100%の起債発行を見込んでいます。

図表5-4 企業債の発行条件

区分	科目	償還年限 (うち元金償還据置年数)	償還方法	利率(年) ※	借入日
建設改良債	構築物	30年(5年)	元利均等償還	2.900%	毎年3月末
建設改良債	機械装置	20年(5年)	元利均等償還	2.300%	毎年3月末

※利率は財務省ホームページ【財政融資資金貸付金利(令和7年12月1日以降適用)】より

図表5-5 企業債残高の推移

(単位:千円)

年度	R8(予算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
企業債発行額	150,200	175,000	203,000	184,000	190,000	195,000	200,000	205,000	210,000	162,000
企業債償還額	244,561	222,073	201,862	190,567	174,332	160,031	146,813	139,036	128,913	118,585
企業債残高	2,072,373	2,025,301	2,026,439	2,019,872	2,035,540	2,070,509	2,123,696	2,189,660	2,270,746	2,314,161

(5) 資産の有効活用等による収入増加の取組

本町下水道事業には遊休資産がなく、該当する取組は想定していません。

(6) その他の財源に関する事項

ストックマネジメント事業において国庫補助金の活用を見込んでいます。

4. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

東郷町がマンホールポンプを設置し、ポンプアップして境川流域下水道へ流入させている区域について、隣接する日進市の単独公共下水道側へ自然流下で接続することに見直し、汚水処理は日進市南部浄化センターにて行う予定です。

この統合により、改築更新費及び維持管理費の削減を図ります。

② 投資の平準化に関する事項

令和5年度に下水道施設の点検・調査・改築・修繕の優先順位や維持に係る事業費用など、管理面に求められる基本的な考え方を取りまとめた「東郷町公共下水道ストックマネジメント計画（第2期）」を策定し、同計画に基づき、点検・調査に着手しており、将来の更新投資の平準化を実施しています。

今後は、適切な時期に見直しを行い、より効率的な事業実施を目指します。

③ 民間活用に関する事項（PPP/PFI など）

ウォーターPPPの導入効果を検証する委託事業の実施を予定していますが、具体的な取組に至っていないため投資額の削減効果等は投資・財政計画に反映されていません。

④ その他の投資に関する事項

事業計画変更に伴う投資額への影響は、現在のところ見込んでいません。

(2) 財源についての考え方・検討状況

① 使用料の見直しに関する事項

本町の下水道事業は、一般会計からの繰入金に依存しない経営を目指すべく、令和7年度に下水道使用料の改定を行い、経営の健全化に向けた取組を進めております。

経営指標の一つである経費回収率の面から、使用料改定の効果は一定程度発揮される見込みではあるものの、有収水量の減少や物価高騰による費用の増加などから、依然として100%を下回る見込みとなっています。

そのため、本計画では令和12年度及び令和17年度にそれぞれ改定率4%の下水道使用料改定を見込むことにより、10年間の経費回収率が100%以上になる試算としています。なお、使用料水準の設定に当たっては経費回収率を基準としており、使用料対象経費に資産維持費は算入していません。

ただし、想定を上回る人口減少や物価高騰に経費回収率が悪化した場合には、計画期間中に更なる使用料の見直しが生じる可能性があります。今後は

社会情勢の変化や将来の改築・更新事業に対応し、持続可能で自立的な下水道経営を目指すため、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料水準について検証を行ってまいります。

②資産の有効活用等による収入増加の取組

本町下水道事業には遊休資産がなく、該当する取組は想定していません。

③その他の取組

国庫補助金等の外部資金については最小限の金額を見込んでいますが、交付対象となる場合には積極的に活用します。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

①民間活用（民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）に関する事項

ウォーターPPPの導入効果を検証する委託事業の実施を予定していますが、具体的な取組に至っていないため、経費の削減効果等は投資・財政計画に反映されていません。

②職員給与費

職員数に関しては現在の体制が続くことを見込んでおり、人員の追加や削減の取組は予定していません。

③流域下水道管理運営費負担金

令和7年度に流域下水道の負担金単価が引き上げられ、今後も物価高騰が続けば、更なる引き上げとなる可能性があります。

④修繕費

ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新・維持管理を見込んでいます。今後は、適切な時期に見直しを行い、より効率的な事業実施を目指します。

⑤委託費

ウォーターPPPの導入効果を検証する委託事業の実施を予定していますが、具体的な取組に至っていないため、導入に必要な委託費等は投資・財政計画に反映されていません。

⑥その他の投資以外の経費に関する事項

下水道事業に係るその他の経費（修繕費、委託費など）については、物価の上昇により想定より増加する可能性があります。

5. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

(1) 業績指標及び目標年限

経費回収率を業績指標とします。

令和 7 年度に使用料改定を行い経費回収率は 92%となる見込みですが、依然として 100%を下回る見込みであることから、中間年度である令和 12 年度及び計画最終年度である令和 17 年度にそれぞれ 4%ずつの改定率で使用料改定を行うことにより、令和 17 年度に 100%以上となることを目標とします。

(2) 使用料改定の必要性

人件費や物価の高騰、老朽化に伴う工事支出増により令和 7 年度以降経費回収率が 100%を下回ることが見込まれたため、使用料改定の必要性が認められます。

(3) 収入増加の取組

令和 12 年度及び令和 17 年度に使用料の改定を行うことで収入の増加に取り組めます。

(4) 経費削減の取組

ストックマネジメント計画に基づき、施設管理費用やライフサイクルコストの削減に継続して取り組めます。

(5) 定期的な検証および見直し

経営戦略についての策定期間は 10 年ですが、既存施設の維持管理や改築更新に当たり、適正な財政計画が必要となるため、決算状況を活用し、3～5 年を目安に使用料水準及び収支に関する見直しを行います。

図表5-6 業績指標と取組項目

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営指標	① 経費回収率	73%	92%	→				95%以上	→				100%以上
	① 経営戦略の改定		●					●					●
取組項目	② 使用料の改定		●					●					●
	③ スtockマネジメント計画策定	●					●					●	
	④ スtockマネジメント計画策定に基づく設備管理	→											

6. 投資・財政計画の策定結果

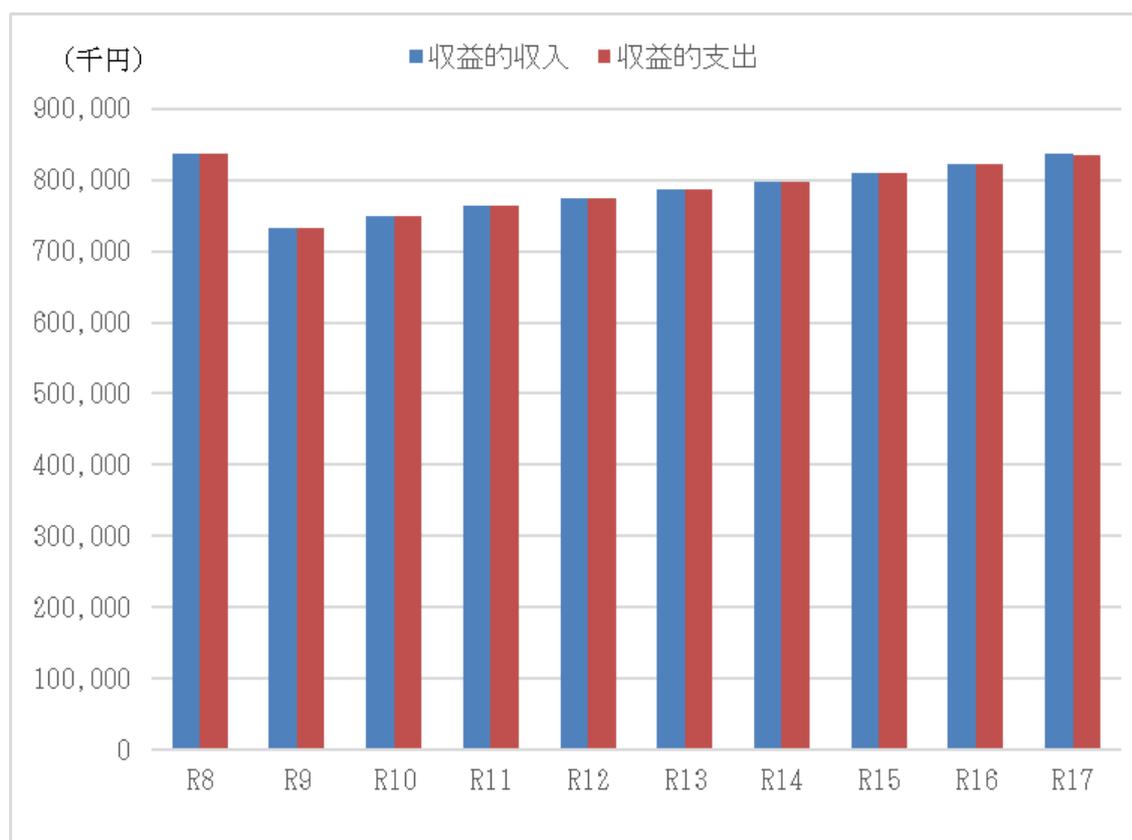
(1) 収益的収支

営業収益は主に使用料の改定を見込んでいることによって 459,539 千円から 495,060 千円に増加する見込みです。営業外収益は主に繰入金の減少によって 377,171 千円から 341,161 千円に減少する見込みです。結果、収益的収入全体では 836,710 千円から 836,221 千円に減少する見込みです。

営業費用は主に維持管理費の減少によって 791,288 千円から 775,323 千円に減少し、営業外費用は主に支払利息の増加によって 35,957 千円から 59,544 千円に増加する見込みです。

この結果、収益的支出全体では 836,710 千円から 834,867 千円に減少し、計画期間では損益均衡となるよう基準外繰入金を繰り入れる見込みであることから、利益剰余金残高は横ばいとなる見通しです。

図表5-7 収益的収支の推移



(単位:千円)

年度	R8(予算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収益的収入	836,710	731,349	748,164	763,872	774,686	785,952	797,831	810,199	822,981	836,221
収益的支出	836,710	731,349	748,164	763,872	774,686	785,952	797,831	810,199	822,981	834,867
利益剰余金残高	8,264	8,264	8,264	8,264	8,264	8,264	8,264	8,264	8,264	9,618

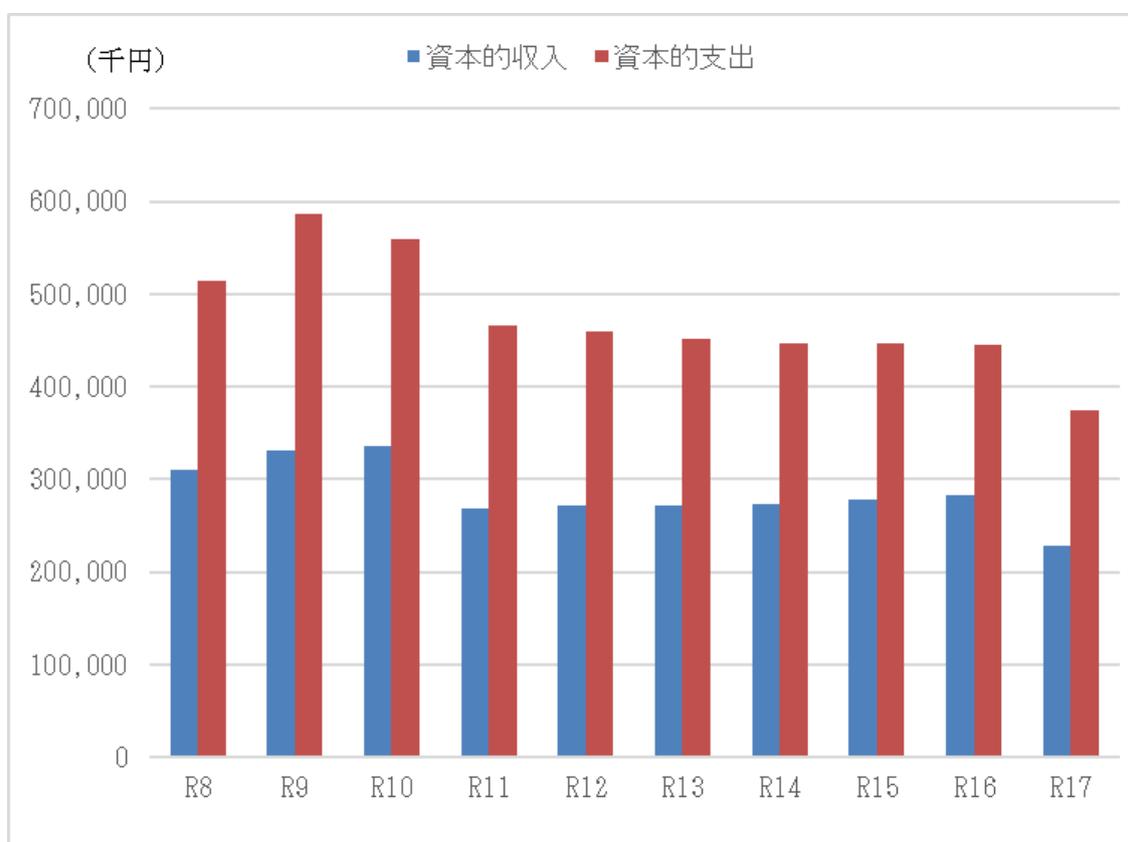
(2) 資本的収支

資本的収入は令和 10 年度の 335,608 千円がピークで、令和 17 年度には 228,453 千円まで減少する見通しです。

資本的支出のうち建設改良費は令和 9 年度の 364,848 千円がピークで、令和 17 年度には 256,084 千円まで減少する見通しです。企業債償還金は令和 8 年度の 244,562 千円から令和 17 年度の 118,585 千円まで減少する見通しです。

資本的支出全体では令和 8 年度の 513,714 千円から令和 17 年度の 374,669 千円に減少する見通しです。

図表5-8 資本的収支の推移



(単位:千円)

年度	R8(予算)	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本的収入	310,988	331,847	335,608	269,272	271,771	272,093	272,647	277,732	283,630	228,453
資本的支出	513,714	586,921	558,664	466,383	458,983	452,221	446,750	446,935	444,995	374,669
現預金残高	97,748	40,159	21,476	31,463	55,766	91,899	141,632	201,384	274,326	363,453

第5章 投資・財政計画（収支計画）

図表5-9 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円、税抜】

区 分		年 度					
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	344,126	438,420	459,539	442,811	445,120	447,542
	(1) 使用料収入	344,126	438,420	439,871	442,811	442,076	441,365
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他			19,668		3,044	6,177
	2. 営業外収益	368,787	337,365	377,171	288,538	303,044	316,330
	(1) 補助金	157,044	125,678	171,084	77,025	87,533	97,240
	他会計補助金	157,044	125,678	171,084	77,025	87,533	97,240
	その他補助金						
	(2) 長期前受金戻入	210,389	210,026	204,493	210,159	214,157	217,736
	(3) その他	1,354	1,661	1,594	1,354	1,354	1,354
収入計 (C)	712,913	775,785	836,710	731,349	748,164	763,872	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	664,102	725,130	791,288	694,988	710,494	723,699
	(1) 職員給与	43,686	53,398	56,209	47,092	48,155	49,246
	基本給	27,080	26,517	27,246	29,591	30,479	31,393
	退職給付						
	その他	16,606	26,881	28,963	17,501	17,676	17,853
	(2) 経費	225,326	277,281	340,049	263,511	267,508	269,865
	動力費	3,633	4,486	4,475	4,743	4,783	4,824
	修繕費	11,095	14,060	48,320	14,818	14,966	15,116
	材料費						
	その他	210,598	258,735	287,254	243,950	247,759	249,925
(3) 減価償却費	395,090	394,451	395,030	384,385	394,831	404,588	
2. 営業外費用	46,392	40,663	36,330	36,361	37,670	40,173	
(1) 支払利息	46,121	40,290	35,957	36,165	37,625	40,173	
(2) その他	271	373	373	196	45		
支出計 (D)	710,494	765,793	827,618	731,349	748,164	763,872	
経常損益 (C)-(D) (E)	2,419	9,992	9,092				
特別利益 (F)							
特別損失 (G)		9,092	9,092				
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 9,092	△ 9,092				
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H) (I)	2,419	900					
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)	7,364	8,264	8,264	8,264	8,264	8,264	
流動資産	192,047	205,636	205,522	138,387	119,169	128,621	
うち未収金	33,650	33,274	33,197	33,650	33,650	33,650	
流動負債	317,398	306,753	282,265	259,647	248,352	232,117	
うち建設改良費分	267,207	244,562	222,074	201,862	190,567	174,332	
うち一時借入金							
うち未払金	45,785	57,785	55,785	57,785	57,785	57,785	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	344,126	438,420	459,539	442,811	445,120	447,542	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)							

【単位:千円, 税抜】

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	467,452	469,390	471,433	473,555	475,728	495,060
	(1) 使 用 料 収 入	458,053	456,679	455,318	453,945	452,584	468,344
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	9,399	12,711	16,115	19,610	23,144	26,716
	2. 営 業 外 収 益	307,234	316,562	326,398	336,644	347,253	341,161
	(1) 補 助 金	86,950	94,996	103,518	112,433	121,685	115,267
	他 会 計 補 助 金	86,950	94,996	103,518	112,433	121,685	115,267
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	218,930	220,212	221,526	222,857	224,214	224,540
	(3) そ の 他	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
収 入 の 計 (C)	774,686	785,952	797,831	810,199	822,981	836,221	
支 出 的 収 入	1. 営 業 費 用	732,272	740,783	749,487	758,373	767,452	775,323
	(1) 職 員 給 与 費	50,366	51,517	52,697	53,910	55,157	56,436
	基 本 給 与 費	32,335	33,305	34,304	35,333	36,393	37,485
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	18,031	18,212	18,393	18,577	18,764	18,951
	(2) 経 費	272,237	274,352	276,491	278,638	280,808	282,978
	動 力 費	4,865	4,899	4,933	4,969	5,004	5,039
	修 繕 費	15,267	15,419	15,574	15,729	15,887	16,045
	材 料 費						
	そ の 他	252,105	254,034	255,984	257,940	259,917	261,894
(3) 減 価 償 却 費	409,669	414,914	420,299	425,825	431,487	435,909	
2. 営 業 外 費 用	42,414	45,169	48,344	51,826	55,529	59,544	
(1) 支 払 利 息	42,414	45,169	48,344	51,826	55,529	59,544	
(2) そ の 他							
支 出 の 計 (D)	774,686	785,952	797,831	810,199	822,981	834,867	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)						1,354	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)						1,354	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	8,264	8,264	8,264	8,264	8,264	9,618	
流 動 資 産 (J)	152,389	187,708	233,736	289,401	357,862	442,104	
う ち 未 収 金	33,650	33,650	33,650	33,650	33,650	33,650	
流 動 負 債 (K)	217,816	204,598	196,821	186,698	176,370	165,625	
う ち 建 設 改 良 費 分	160,031	146,813	139,036	128,913	118,585	107,840	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	57,785	57,785	57,785	57,785	57,785	57,785	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	467,452	469,390	471,433	473,555	475,728	495,060	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

第5章 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決算)	(決算見込)	(予算)			
資本的収入	1. 企業債	9,900	27,500	150,200	175,000	203,000	184,000
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金	112,867	130,105	46,487	47,847	30,608	26,272
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国・都道府県補助金	5,000	35,900	114,300	109,000	102,000	59,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	112	25,443	1			
	9. その他						
	計 (A)	127,879	218,948	310,988	331,847	335,608	269,272
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	127,879	218,948	310,988	331,847	335,608	269,272
資本的支出	1. 建設改良費	20,163	140,888	269,152	364,848	356,802	275,816
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	289,442	267,208	244,562	222,073	201,862	190,567
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
5. その他							
計 (D)	309,605	408,096	513,714	586,921	558,664	466,383	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	181,726	189,148	202,726	255,074	223,056	197,111	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	179,710	183,736	188,651	231,815	199,892	177,401
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	2,016	5,412	14,075	23,259	23,164	19,710
計 (F)	181,726	189,148	202,726	255,074	223,056	197,111	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)	2,406,441	2,166,736	2,072,373	2,025,301	2,026,439	2,019,872	

○他会計繰入金

【単位：千円、税込】

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決算)	(決算見込)	(予算)			
収益的収支分		157,044	125,678	190,752	77,025	90,577	103,417
	うち基準内繰入金	34,612	91,285	160,683	48,077	60,032	72,436
	うち基準外繰入金	122,432	34,393	30,069	28,948	30,545	30,981
資本的収支分		112,867	130,105	46,487	47,847	30,608	26,272
	うち基準内繰入金	56,173	54,303	45,857	38,386	30,608	26,272
	うち基準外繰入金	56,694	75,802	630	9,461		
合 計		269,911	255,783	237,239	124,872	121,185	129,689

【単位:千円, 税込】

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 うち 資本費平準化債	190,000	195,000	200,000	205,000	210,000	162,000
	2. 他 会 計 出 資 金	19,771	13,093	7,647	5,732	5,630	5,453
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国 ・ 都 補 助 金	62,000	64,000	65,000	67,000	68,000	61,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	271,771	272,093	272,647	277,732	283,630	228,453
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	271,771	272,093	272,647	277,732	283,630	228,453
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費 うち 職員給与費	284,651	292,190	299,937	307,899	316,082
2. 企 業 債 償 還 金		174,332	160,031	146,813	139,036	128,913	118,585
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		458,983	452,221	446,750	446,935	444,995	374,669
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	187,212	180,128	174,103	169,203	161,365	146,216	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	166,971	159,383	152,745	147,303	138,812	128,481
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	20,241	20,745	21,358	21,900	22,553	17,735
計 (F)	187,212	180,128	174,103	169,203	161,365	146,216	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)	2,035,540	2,070,509	2,123,696	2,189,660	2,270,746	2,314,161	

○他会計繰入金

【単位:千円, 税込】

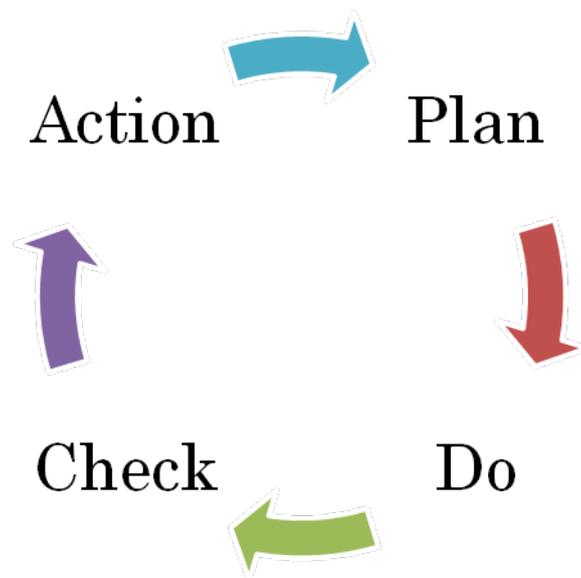
区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		96,349	107,707	119,633	132,043	144,829	141,983
	うち 基準内繰入金	82,835	94,245	106,221	118,684	131,520	141,983
	うち 基準外繰入金	13,514	13,462	13,412	13,359	13,309	
資 本 的 収 支 分		19,771	13,093	7,647	5,732	5,630	5,453
	うち 基準内繰入金	19,771	13,093	7,647	5,732	5,630	5,453
	うち 基準外繰入金						
合 計		116,120	120,800	127,280	137,775	150,459	147,436

第6章 経営戦略策定後の検証・更新

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCA サイクル（計画 PLAN - 実行 DO - 検証 CHECK - 改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績のかい離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するという PDCA サイクルの一連の流れにより行っていくものとします。

また、計画のローリング（定期的な見直し）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。



(参考資料) 経営比較分析表の指標説明

1. 経営の健全性・効率性

(1) 普及率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
普及率 (%)	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度決算に基づく、行政区域内人口に対する現在処理区域内人口の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

従前から用いられてきた指標で、長期にわたるデータの蓄積があり、経年変化を追跡する上で重要な指標です。下水道以外の汚水処理がある場合には、最終目標は100%にならないため、経年的な推移や、目標値との対比により評価します。

また、値が低く、伸びが見られないときは、低コストの下水道整備手法を活用した未普及の解消を推進することを検討する必要があります。

(2) 下水道整備率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
下水道整備率 (%)	$\frac{\text{現在処理区域内面積}}{\text{全体計画区域内面積}} \times 100$

【指標の意味】

処理区域内面積に占める全体計画面積の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

値が大きいほど計画通りの事業規模の整備が行われていると判断されます。

(3) 有収率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
有収率 (%)	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$

【指標の意味】

処理した汚水処理水量のうち、使用料収入の対象となる有収水量の割合を示す指標です。これにより、汚水処理がどの程度収益につながっているか把握することが出来ます。

【分析の考え方】

100%に近ければ近いほど不明水等の発生を抑制し、効率的に汚水処理が収益に反映されていると言えます。

(4) 処理区域内人口密度(人/km²)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
処理区域内人口密度(人/km ²)	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{現在処理区域面積}}$

【指標の意味】

処理区域面積当たりの処理区域内人口を示す指標です。

【分析の考え方】

一般的に、処理区域内人口密度が高いほど、汚水処理原価（有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用）は低くなる傾向があります。この指標は、当該団体の立地による経営効率を判断することが出来ます。

(5) 自己資本構成比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$

【指標の意味】

総資産に対する資本金等の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

財政状態の長期的な安全性の見方としてその事業の資本構成がどのようになっているかが重要であり、100%に近いほど資本金等により総資本が構成されているため、事業経営が安定的であると判断することが出来ます。

(6) 経常収支比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$

【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

(7) 累積欠損金比率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法適用企業)
累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。

【分析の考え方】

累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが必要です。数値が0%より高い場合は、経営の健全性に課題があるといえます。

(8) 流動比率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法適用企業)
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

【分析の考え方】

1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っていないことになるため、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

(9) 企業債残高対事業規模比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{下水道使用料}} \times 100$

【指標の意味】

下水道使用料に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

(10) 汚水処理原価 (円)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコストを示す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。

(11) 経費回収率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するので、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

(12) 水洗化率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満の場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため水洗化率向上の取組が必要です。

2. 老朽化の状況

(1) 有形固定資産減価償却率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。数値が100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

(2) 管渠老朽化率 (%)

【算出式】

	算出式 (法適用企業)
管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{管渠延長}} \times 100$

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標で、管渠の老朽化度合を示しています。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の更新等の必要性を推測することができます。

(3) 管渠改善率 (%)**【算出式】**

	算出式 (法適用企業)
管渠改善率 (%)	$\frac{\text{当該年度に更新した管渠延長}}{\text{管渠延長}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、全ての管渠を更新する年数は100年かかる更新ペースであることがわかります。経年比較や類似団体との比較により、自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

**東郷町下水道事業
経営戦略
(令和8年度～令和17年度)**

令和8年3月
東郷町まち整備部下水道課